

「平成 22 年度 第 1 回 高知県食の安全・安心推進審議会」

日時：平成 22 年 7 月 5 日

(松岡チーフ)

それでは、定刻となりましたので、ただいまから平成 22 年度第 1 回高知県食の安全・安心推進審議会を開催いたします。私は、本日の司会を務めさせていただきます、食品・衛生課の松岡と申します。どうぞ、よろしくお願いいたします。この審議会は、平成 18 年 2 月から開催しており、今回で通算 10 回目、平成 22 年度の審議会としては初めての開催となります。委員の任期が 2 年となっており、今日、お集まりの委員の皆さま方には、今年の 2 月より新しい任期として委員を引き受けていただいております。前期より引き続いて委員を受けていただく方が 12 名、新規委員さんが 8 名の計 20 名の審議委員がおられますが、本日は、津野委員、澳本委員、森下委員、久保田委員が所用のため欠席され、合計 16 名のご出席をいただいております。高知県食の安全・安心推進条例第 30 条第 3 項の規定に基づき、審議会の委員数の過半数に達しており、会議が成立しておりますことをご報告いたします。なお、本日の会議につきましては、公開となっておりますのでよろしくお願いいたします。

そして、日ごろからお世話になっております、中国四国農政局高知農政事務所消費安全部消費生活課菅田課長、それから、計画課植田係長にもご出席をいただいております。また、関係課の方も出席者名簿にありますように、県、並びに高知市の食の安全・安心に関する各課が出席しております。それでは、次第に基づきまして順次進行させていただきます。続きまして、健康政策部坂東部長より皆さまにご挨拶を申し上げます。部長、よろしくお願いいたします。

(坂東部長)

皆さま、こんにちは。県の健康政策部長の坂東でございます。本日は大変暑いなか、また、皆さま方、大変にお忙しいなかを県の食の安全・安心推進審議会を開催いたしましたところ、ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。また、委員の皆さま方におかれましては、今回、委員の改選期に当たっておりまして、改選に際しましては、委員の皆さまにご就任のお願いを申し上げましたところ、快くお引き受けいただきまして、誠にありがとうございます。さらに、委員の皆さま方におかれましては、日ごろから県の食の安全・安心行政に対しまして何かとご理解ご協力を賜っておりますことに対しまして、この場をお借りしまして心よりお礼を申し上げます。ありがとうございます。

さて、県におきましては、平成 19 年の 2 月に策定いたしました高知県食の安全・安心推進計画に基づきまして、食の安全・安心を確保するための基盤づくりとか、あるいは食の安全・安心対策の推進など、食の安全・安心に取り組んできているところでございます。

本日の食の安全・安心5カ年計画の進捗状況につきまして、21年度実績やあるいは22年度計画を中心といたしまして、ご報告を申し上げ、ご審議を賜りたいと考えております。何卒、適切にご審議、ご意見を賜りますようよろしくお願いをいたします。

ところで、一昨年、事故米を不正流通ということが明らかになりまして、消費者の皆さま方に大変な不信や不安を招くという事件がございました。事件を受けまして、いわゆる、米のトレーサビリティ機構というものが昨年の4月に公布をされまして、今年の10月1日から4月1日にかけて、順次施行をされていくこととなっております。本日は、今後のご審議に当たりましてのご参考としていただきますために、この米のトレーサビリティ法の内容につきまして、高知農政事務所の方から説明をいただくこととしておりますので、どうかよろしくお願いをいたします。また、本日はお手元の方に日本一の健康長寿県づくり構想の県民向けPR版パンフレットというものをお配りをさせていただいております。尾崎県政の五つの基本政策の一つであります、日本一の健康長寿県づくりに向けまして、この取り組みを加速いたしますために、これまでありました様々な既存の計画というものをベースといたしまして、この2月に構想というかたちで取りまとめたものでございます。食の安全・安心ということにつきましては、直接触れてはいないわけでございますけれども、申すまでもなく、食というものは健康長寿の源となる大変重要なものでありますし、また、日本一の長寿県構想、長寿県づくりには欠かせないものであるというふうに思っております。これまでの産業振興計画や、この日本一の健康長寿県構想の推進を図ってまいりますには、その大元となります●、食の安全・安心というものをしっかりと確保していくということが大変重要であるというふうに思っております。県といたしましても、こうした考え方に基きまして、食の安全・安心行政を進めてまいりたいと考えておるわけでございますけれども、委員の皆さま方におかれまして、食の安全・安心というものを通じまして今後とも県の産業振興計画や、この日本一の健康長寿県づくりに、何かとご協力を賜りますことをよろしくお願いを申しあげまして、開会にあたりましての私からのご挨拶とさせていただきます。どうか、よろしくお願いをいたします。

(松岡チーフ)

それでは、会議に入ります前に、今日準備をさせていただきました資料の確認の方をさせていただきますと思います。お手元の資料の方を確認をお願いします。まず、最初に「平成22年度第1回高知県食の安全・安心推進審議会」と書かれた会次第。それから、名簿等が載っているA4、2枚留めのものが一つ。次に、資料1としまして、A3を二つ折りにしたものが一つ。続きまして、資料2-1としまして、少しA4の厚めのホッチキス留めの、「高知県食の安全・安心推進計画 安全確保のための取り組み」と書かれたもの。そして、同じくほぼ同じ大きさの資料2-2と書かれた題名が同じものがございまして、「担当課別」と書かれたものがございまして、これが、資料2-2になります。続きまして、資料3としまして、いわゆる「食の安全・安心に関する危機管理のマニュアル」というものの一覧表をお付けしております。A4、1枚紙でございます。

続きまして、「食の安全・安心に関する関係各課 高知県」と書かれました 1 枚の A4 もの、そして、「米トレーサビリティ制度の概要」という A4 版の少し厚めのホッチキス留めのもの、以上がコピー物でございます。あとそれと、「日本一の健康長寿構想県」のパンフレットが 1 部ございます。以上が今日準備させていただきました資料になりますが、皆さま方、お手元の方でございますでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、順次内容に入っていきたいと思えます。

先ほども申しましたけれども、今回から審議会委員も第 3 期の新しいメンバーとなっております。新しい委員さんの方もおいでます。事務局としましては、委員の紹介の方をさせていただきたいというふうに考えております。皆さま方の所属とお名前をお呼びいたしますので、呼ばれました方はその場にてご起立の方をお願いしたいというふうに考えております。

高知県生活協同連合会、西岡委員。

高知県連合婦人会、寺尾委員。寺尾委員は、今回から委員となっております。

RKC 調理師学校、三谷委員。

高知県食生活改善推進協議会、矢野委員。

瀬戸消費者グループ、中澤委員。

公募により選ばれました、大西委員。大西委員は、今回から委員となっております。同じく公募より選ばれました、久委員。久委員も、今回から新しく委員となっております。同じく公募より委員に選ばれました、杉村委員。杉村委員も、今回から委員となっております。

続きまして、高知県畜産会、黒岩委員。黒岩委員も、今回から新しく委員となっております。

高知県農業協同組合中央会、中村委員。

農村女性リーダー、能勢委員。能勢委員も、今回から新しく委員となっております。

続きまして、社団法人高知県食品衛生協会、井上委員。井上委員も、今回から新しく委員となっております。

株式会社タナカシヨク、田中委員。

株式会社サンプラザ、田村委員。

高知女子大学、山根委員。

同じく高知女子大学、川村委員。

以上が、企画委員さんの紹介でございます。どうもありがとうございました。

続きまして、会長、副会長の選出に移らせていただきます。先ほどから申していますように、審議委員が新しい任期となりましたので、新たな会長、副会長を選出することが必要となっております。新たな会長、副会長の選出は、委員の互選というふうに条例第 29 条第 1 項に決められておりますが、どのようにいたしましょうか。何かご意見はございませんでしょうか。田村委員。

「会長・副会長の選出」

(田村委員)

山根先生にお願いしたらどうでしょうか。

(松岡チーフ)

山根先生に会長の方を。分かりました。今、田村委員の方から、山根委員に会長を引き続きお願いしたらどうかというご意見が出ておりますが、皆さまご意見ありますでしょうか。山根委員、よろしいでしょうか。

(山根委員)

はい。

(松岡チーフ)

はい。分かりました。そうしましたら、会長につきましては引き続き、山根委員にお願いするということになります。続きまして、副会長の件なんですけれども、こちらについては何かご意見ございませんでしょうか。ないでしょうか。山根会長、どうでしょうか。何かご意見ございませんでしょうか。

(山根委員)

もし、よろしければ、引き続き、久保田先生にお願いできたらと思います。

(松岡チーフ)

今、山根会長から、副会長の方も引き続き久保田先生、久保田委員の方をお願いしたらどうかというご意見が出ましたけれども、皆さま方、いかがでしょうか。かまいませんでしょうか。

実は、久保田委員の方はご欠席されておまして、そちらの方が少し気になるかというふうに思うんですけれども、久保田委員の方には、今回私どもの事務局の方に「今回、欠席をさせていただきます」というご連絡があった際に、「今、会長、副会長をやられておりますので、また副会長をご推薦されることもあるかもしれませんよ」というお話の方は投げかけさせていただいております。その中で、「ご推薦いただけるのであれば、引き続き副会長をやってもかまいませんよ」というご回答をいただいておりますので、このまま副会長というかたちにさせていただきたいと思うんですが、よろしいでしょうか。

そうしましたら、会長は山根委員、副会長は久保田委員で新たな 2 年間を進めていきたいというふうに考えております。それでは、今後の議事の進行につきましては、条例 30 条

第2項の規定により、会長が進めるというふうになっておりますので、山根会長にお願いしたいというふうに考えております。どうぞ、会長席の方にお移り下さい。そうしましたら、山根会長、どうぞ審議の方をお願いいたします。

(山根委員)

ただ今、議長、会長にご推薦をいただきました、高知女子大学の山根と申します。大変高いところから恐縮ですが、簡単にご挨拶を申し上げます。

大変、今、日本あるいは世界の状況が不透明でございますが、やはり、政治経済、環境、食、健康、教育の問題。いずれも、安心・安全というキーワードあるいは、コンセプト、あるいは、戦略的政策が大変価値あるものであるということが目を射るように、日常の社会現象の中で明らかになっております。是非、この審議会は、日本でも大変有数の生産者から消費者。そして、住民の消費者、参画型の審議会でございます。是非、皆さま方の力を借りて、オンリーワンの高知の食の安心・安全の政策を見ようというような県に、さらには、国民の命を守るという審議会であることを願っております。是非、委員の皆さま方のご助言、ご示唆を心から期待をしている次第でございます。

では早速ですが、お手元の会の次第をご覧いただきたいと思っております。4番に掲げられておりますように、先ほど、部長さんからもご紹介がありました、米トレーサビリティというコンセプトと申しますか、実践が、畜産がキーですから、米さらには、水産物でいう等々に、今、主体的に広がってまいりました。失礼をいたしました。議事録署名人のご推薦をいただきたいと思っておりますが、委員の皆さま方からご推薦はございますでしょうか。もし、ないようでしたら、事務局の方からご説明を申し上げます。お一方に、三谷委員さんです。もう一方に、井上委員さんにご依頼をとということですが、よろしいでしょうか。よろしく申し上げます。

では、早速ですが、農政事務所の植田係長さんに米トレーサビリティについて、お話をいただきたいと思っております。これは、これからの農産物の一つの戦略的な安心・安全の政策指針というふうに、受け止めております。どうぞよろしく申し上げます。

「米トレーサビリティ法の概要等について」

(植田係長)

どうも、初めまして。高知農政事務所食糧部計画課の植田と申します。また、よろしく申し上げます。先ほど、坂東部長様の方からの挨拶の中にもありましたけれども、一昨年ですけれども、事故米の不正流通ということが発生、また発覚してきたということがありました。改めて皆さま方に対しまして、お詫びを申し上げたいと思っております。この事故米というところですが、この流通以来、農水省を挙げていろいろな対策を行ってきたわけ

ですけれども、その時のこの事故米ですが、どこからどういうふうに流れてきたのかということが全然、分からなかったということがございました。

また、最終の商品というかたちにおきましても、どこに外国産のお米というのが使われていたのか、それすら分からない状況であったということが、現実としてありました。それを踏まえてということになります。米流通システム検討会、こういうものを立ち上げながらこの米のトレーサビリティ法、この基本的な骨格というところを検討がされてきたというところがあります。もっと、簡単に、この米トレーサビリティ法の目的、または、趣旨そういうものをお話しさせていただきますけれども、簡単に言いますと、食品事故への対応、それと食品表示の適正化、また、適正かつ円滑な流通、それを確保していくということになっております。それを確保するにあたって、トレーサビリティ、これを導入をしていこうということになっております。米穀等に関するところにつきまして、流通の透明性を高めていこうということになっております。また、それを基礎として、米穀等の産地情報、これを最終、一般消費者の方にまで伝達をしていきたいというところがあります。それらによって、それぞれ国民、県民の健康の保護、そして、消費者の利益。あと関連産業、これらの健全な発展ということを目的に今回、施行されてくるということになっております。お手元の資料、「米トレーサビリティ制度の概要」の最初から話していきますと、ちょっと時間がないので、20 ページを開いていただきたいと思います。

簡単に、概要というところで示されておりますけれども、表示といいますか、ここに書かれておりますように、20 ページです。「米トレーサビリティ法の概要」、その下へこの法律の正式名称が書かれております。「米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律」というちょっと、長たらしい法律になっておりますけれども、この前段の取引の記録の部分につきまして、下に図が示されておりますけれども、トレーサビリティ部門、本年、10月1日から施行されてくるということになっております。下にありますが、問題が発生した場合におきまして、流通ルートの速やかなこの特定をしていく。そして、回収をしていく。そのために、図にありますけれども、出荷記録、入荷記録、これを生産者段階から小売、外食店、そこまですべてつなぎ合わせていくというシステムが前段の、この取引等に係る情報の記録の部分になっております。

また、右にありますけれども、消費者に対しましては産地情報の伝達という義務、これが、来年23年7月1日から施行がされてくるということになっております。あくまでも、一般消費者の方へ産地情報、そのの部分につきまして、情報の伝達を行っていくということになります。これが、上でいいます、産地情報の伝達部分に該当してくるというところにあります。この二つの柱へ今回、米トレーサビリティ法、略称ですけれども、できておりますので、1枚開けていただきまして21ページになりますけれども。

前段のトレーサビリティ、取引等の記録の作成・保存という部分ですが、実は、農水省のところにおきまして、7年前、BSE関係が発生しました、狂牛病ですが、その対応というかたちで、牛のトレーサビリティというのがあります。この牛、私どもは牛トレと言いますけれども、牛トレにつきましては、牛それぞれ一頭一頭、固有番号というものを付し

ていきまして、生産からそれぞれ肉になっての流通過程、その後の流通過程におきまして、その固有番号を見ることによって、その生産履歴というのがつかめていくという中身になっております。一元管理にすることによって、履歴、これをいくというトレーサビリティの内容ですけれども、今回、お米につきま、トレーサビリティ。これにつきましては、あくまでも、物の動きを把握できる仕組み、追跡ができる追跡可能なシステムをつくっていくというところが、今回の米トレーサビリティの基本的な考え方でありますので、この牛のトレーサビリティとは、内容といいますか、具体的なものにつきましては、ちょっと違っておりますので、そのことにつきまして、ご理解の方をお願いしたいと思っております。

それから、この取引等の記録の部分ですが、下へ書かれております、該当するものといいますが、米または、米の加工品。これらを取引または、事業所間において移動または、廃棄などを行った時に、その記録について保存をお願いします、ということになっております。ただ、紙媒体であっても、電子媒体であってもかまいません。そして、原則3年間の保存ということ、義務づけております。ただ、おむすびとか、お弁当、日替わり弁当、そういうものについて、賞味期限。この賞味期限がされているものにつきましては、3ヶ月間、保存をお願いしますということ、賞味期限が付されているもの、これらについては、5年間の保存ということになっております。では、この米トレーサビリティ制度の対象品目というのは、どういうものですかということで、上では米、米加工品という表現をされておりますが、具体的なものとしては、米穀、玄米、精米、という一般的にお米と呼ばれているもの、それと、米粉や米こうじなどの中間原材料。あと、米飯類といいたしても、おむすび、お弁当、カレーライス等々さまざまなものが、該当してくるということになっております。あと、これも加工品になりますけれども、もち、団子、米菓、清酒、単式蒸留焼酎、みりん。こういうものも対象になってくるということですので。

じゃあ、その対象事業者はというと、その生産者を含め、お米の小売、卸、あとは、外食産業におきますレストランとか、定食屋さん、また、流通業者。すべてのこの米、米加工品の販売、輸入、加工、製造を行う事業者、全てがこの米トレーサビリティ法の対象となってくるということになっております。じゃあ、何をすればいいのということになりますけれども、下側です。記録の保存をしてくださいというところですが、その記録の内容というのがここに書かれておりますが、品名、産地、数量、年月日等々ということになっております。ただ、品名につきましては、通常、用いられている品名を使用してもらってかまわないということになっておりますし、数量、これにつきましても、通常、使っている単位を使用させていただいてかまわないということになっております。

ただ、この産地のところですが、産地につきましては、基本的に外国産なのか、国内産なのかというのがベースにありますので、下の米印がありますけれども、国産または、国内産。あと、一般的に知られている都道府県、または、市町村などの地名、そういうものを記載していただいてもかまわないということになっております。あともう一つ下、米印にありますけれども、それぞれ囲みで、米飯類、もち、団子等々、みりんについて、最終的

な一般消費者販売用の容器・包装。これに入れられ、その容器包装に産地が具体的に明記されている場合、これにつきましては、伝票などへの産地の記録。これは、不要ということになっております。

下に、納品書（控）というかたちで、一つ例で提示をされておりますが、この法律で納品書ということが、特別、指定はされておられません。様式そのものも指定されておられないので、その品名から搬出入の場所。こちらまでデータがすべて記載をされておれば、仕切り書、規格書、カレンダーに書いて 3 年間保存していただくというところで、かまわないということになっております。ただ、この記録についての義務ですけれども、左の下、点線で囲まれておりますが、あくまでも義務化というのは「米・米加工品」ということが、対象となってくるということになっております。それから、右になっておりますが、22 ページですね。

産地情報の伝達のところですよ。こちらは、来年の 7 月 1 日から施行ということになるんですけども、事業所間においては、先ほどの伝票等、磁気媒体でもかまいませんが、伝票等へその産地を記載していくというところで、その伝達義務というのがされてきている。または、包装容器のところへ産地情報。それを記載するというところで、伝達というのがされてきているということになります。じゃあ、一般消費者の方へ、それぞれ産地情報の伝達をどうしていくのかということになりますけれども、一般消費者に米または、米加工品これを販売もしくは、提供する場合におきましては、玄米・精米、一部になりますけど、もち製品ですけれども。今まで JAS 法によって、原料原産地の表示、これが義務づけられているものにつきましては、今まで通り JAS 法の規定。これが該当してくるということになっております。これ以外のものにつきましては、この米トレーサビリティ法の範囲、対象ということになってくるという内容になっております。じゃあ、その一般消費者への産地情報の伝達をどうやってすればいいのということになってこようと思います。

下の絵と言いますか、図がありますけれども、それぞれ商品の包装に産地情報を記載していただく。または、店内において、「当店は、〇〇国産の米を使用しています」ということでもかまわないですし、店内において、その使用されている産地を記載されておくということでもかまいません。また、外食産業、レストランなんかにおきましては、メニューのところに産地情報を記載していただくという方法でもかまいません。多岐にわたっているというところになっております。詳しくは、手前側の「米のトレーサビリティ制度の概要」。こちらが、手前の冊子。こちらを見ていただければ詳しいところが載っておりますので、また、時間のあるところで目を通していただければと思っております。

とりあえず、今年の 10 月のところから産地情報の伝達をするための記録というところが、施行がされてくるというところと、来年の 23 年 7 月から、一般消費者に対します、産地情報が施行されてくるというところが、「米のトレーサビリティ制度の概要」というところになってきております。あと、ちょっとお時間をいただきまして、その後、ちょっとつけておりますけれども。改正食糧法というのが資料で今、ついていると思います。これを見ただけでかまいません。施行につきましては、本年の 4 月から施行されているん

ですけれども、大きく三点あります。

一つが、用途限定米穀、新規需要米というもの。または、加工米というものなんですけれども、それらについては、ほかへ使用してはダメですよ、というところ。それと、食用不適米穀、かびが生えるとか、それぞれ基準値を超える米穀、そういうものが確定したというところがありましたら、明確にその区分をしておいて、確実な処理ということが必要になってきますというふうなところ。

それと、法令遵守コンプライアンスになりますけれども、それぞれ米のトレーサビリティ法、JAS法、食衛法なり、食糧法、これらのルールの中で適正に流通または、販売。そういうことをしてくださいということが、今年4月から改正されて、食糧法の方ですけれども、改正されておりますので、このところにつきましては、事業所の方へお知らせというかたちにさせていただきたいと思います。すごく雑ばくな話になりまして、分かりづらかったと思いますが、一旦、これで私からの説明を終わりたいと思います。ありがとうございました。

(山根委員)

どうもありがとうございました。本会議は、二部構成になっておりまして、こちらで時間がきているということでございますが、皆さま方からご質問の時間を2分ほど設けておりますので、どうぞ遠慮なくご質問をください。どうぞ、西岡委員さん。なお、議事録をあつとめてまいりますので、ご発言をありがとうございます。

(西岡委員)

県生協連の西岡です。質問とお願いなんですけど、まず、質問ですが、これに違反した場合ですよね、これは、どういう罰則規定になるかどうか、ということです。もう1度、質問をします。それから、21ページの真ん中にある記録事項ですが、国産、〇〇国産とかいうような、これは、例えば、アメリカとかいうことかなというふうに思ったんですが、●側の故意がないかもしれませんが、国産と輸入米を混ぜて売っちゃった場合、どういう表示をするのかなというちょっと疑問がありました。例えば、国産を90%混ぜちゃって、10%外国産じゃったという実態が、外国産は表示する必要がないのかと思いますが。そんなことは、あるのか。どういうことをされるのか、されないのか知りませんが、ちょっとそれをふと思いました。

それから、お願いなんですけど、私も消費者の立場ですので、消費者への産地情報伝達ですが、これも、産地情報伝達というふうには表記されると、我々、消費者としては、被害関係も含めて、一般消費者が知りたいのはそういうことを知りたいということが強いと思うんですけどね。ここで書かれていますように、情報が国産か外国産かだけのようですので、もちろん、それはきちんと表示はしてもらいたんですけど。産地情報と産地情報伝達という呼び方をするなら、将来的には、やはり、そういう被害関係も含めてできたら、表示ができるようなことを、これはお願いとして申し上げておきたいというふうに思いま

す。以上です。

(山根委員)

ありがとうございました。以上、3点いかがでしょうか。

(植田係長)

ご質問をありがとうございます。先ほどの一番冒頭にありました、罰則の関係ですけれども、記録を伝達していくという部分におきまして、記録にあたっての虚偽の記載、または、虚偽の伝達。それから、記録そのものの不保持。失くしたとかいうことになりますと、直罰というかたちで、50万円以下の罰金ということになっております。また、最終小売業者さんの方から、外食店の方ですけれども、消費者の方に対します、この産地の情報のこれも虚偽の伝達、または、伝達をしていない最終段階のところ、そういうことにつきましては、一定、勧告ということをします。

それから、勧告に従わないというところでは、もう一つ上の命令。命令にも従わないというところであれば、これも罰則をとというかたちで50万円以下の罰金という、こういう罰則規定になっております。それから、21ページの記録事項というところですが、もともと、発生というのが事故米ということがありまして、ベースとしては、国単位というのがベースになっております。ただ、言いましたとおり、国内産の場合におきましては、高知県産とか徳島産、仮にですけれども、こういう表現をしていただいかまわらないという内容になっております。また、高知市産ということでもかまいません。

(山根委員)

今の問題を含まれたものを事故米で、九州で焼酎やお米で、いろいろと混ぜていますね。今のご質問は外国産が安く、国内産を例えば、2対8ぐらいで混ぜた場合とか。

(植田係長)

はい。すみません、余談が。国内産と外国産、これを混ぜた場合ですけれども、原材料に占める割合の多いもの、こちらから順に書いていただく。国内産が8割、外国産が2割であれば、国内産と。2割がアメリカ産であれば、アメリカ産。タイ産であれば、タイ産という表記になってきます。

(田村委員)

ある一定の%が少なくなったら、表示はしなくてもいいということ。

(西岡委員)

ある食品の表示と、みんな同じで、ある一定の%以下になったら、原材料を表示する必要はありませんかね。

(植田係長)

あくまでも、何%以下については、表示義務を課さないということには、なっておりませんので、根本的に国内産だということであれば、10%、5%であっても、その産地というものは、記入してもらうことになります。

(山根委員)

よろしいでしょうか。皆さん、ほかに、特に、農業生産者の立場から何かご質問等、最後にもしありましたら。どうぞ。田村委員さん。

(田村委員)

田村です。外国とかそういうものは表示対象になっておりますけども、今、現実的に輸入米を市場に流通する実態があるのか、ないかというのをちょっとお聞きしたいだけですけど。

(植田係長)

外国産として輸入米というかたちで、政府が輸入しているものにつきましては、直接は流通というかたちで、主食の方へまわっているということはないんですけども、SBS というかたちで輸入がされているもの。こちらは、一部主食用というかたちでもまわっているものがあります。

()

実際は、例えば、スーパーマーケットとかは、お米の販売をしておるということは、入るんですか。

(植田係長)

すいません。県内で、直接、見るということはないんですけども、ブレンドをこういうかたちでやられていると思うんですが、ちょっと私の方も、はっきり流通しているという答えにつきましては、お時間をいただきたいと思います。

(山根委員)

どうですか。じゃあ、今の実態調査の結果を、至急、お調べをいただいて、本審議会の事務局の方にお知らせいただけますか。事務局の方から、田村委員さんをはじめ、全委員さんに今の回答をお送りするようにしたいと思います。重要な問題で、まだまだご質問があろうかと思いますが、あとの審議の段階でも織り混ぜてご質問をいただけたらと思います。

それから、事務局に伺いたいんですが、伝達が7月1日、それから制度施行が10月1

日という設計で書いていますけども、県民や関係者の方へのリスクコミュニケーションは、どういうふうに関内については、何かお立てになっているのか、簡単で結構ですけど。差し迫ってきていますので。事務局として。

(矢野課長)

このトレーサビリティについての、県民の皆さま方への周知ということというふうに、考えてよろしいわけですね。私ども食品・衛生課の方では、直接、こちらの方はタッチをしておりませんで、農政部の方がタッチをしておりますが、その部分について、県民の皆さまへの情報の提供の場というかたちで、いろんなところに設けていただきたい。その点について、ご協力をいただきたいというお話は受けております。いわゆる、私ども食品衛生協会という団体がございまして、今日も井上専務の方が、委員として来られていますけれども、こちらの方の指導員さんという●の方々がおられまして、一般のお店の方に指導の方に入っているんですが、その方たちへの研修会。そういったところをもちまして、この話題の方を提供させていただいております、農政事務所。それから、県の方で言いますと、流通支援課さんの方の担当者の方に来ていただいて、周知の方は、進めおるとい状況の方になっております。

(山根委員)

はい、ありがとうございました。では、先ほどの田村委員さんのご質問と併せて、県としての消費者、ならびに関係者への周知、徹底を4月1日、それから10月1日というのが、案の段階に入っていますので、是非、委員さんにお知らせいただきたいと思っております。じゃあ、一応、第2段階に入らせていただきます。オリエンテーションですが、推進計画を各課の取り組みについて、ご説明を大変恐縮ですが、1課あたり5分でお話をいただき、それらの中で休憩をこっちで5分ほどとらせていただきましてから、各課の取り組みについて、各課の質疑応答になりますと、政策形成という点で、集約度が薄くなるかと思っておりますので、資料2-1にそって、政策コアについて、ご審議をいただくというふうなかたちで、その中に各課への質問もご遠慮なく織り混ぜていただくというふうなかたちで、進めたいと思っております。恐れ入りますが、各課のご報告に関する委員の皆さまのご質問事項はお手元でメモをしておいていただいて。あとの総括討議の中に盛り込んでいただきたいというふうに思っています。

では、最初に、矢野課長さんの方からは、資料1のオリエンテーションについて、よろしくお願いいたします。

- 「(1)高知県食の安全・安心推進計画の進捗状況について (21年度各課事業報告)
- (2)22年度各課の事業計画報告」

(矢野課長)

食品・衛生課の矢野でございます。それでは、資料に基づきまして、ご説明をいたしますが、まず、最初に、資料1というのがA3のペーパーで皆さま方のお手元にお配りをされていると思います。この資料につきましては、皆さま方のお手元にこのブルーの推進計画という冊子があるかと思っておりますけれども、これの6ページ、7ページをお開きいただきたいと思っております。ここに、推進計画の改正というのをつけております。その推進計画の改正図にそいまして、資料1の方はそれぞれの推進目標をどの課が担当しておるかということで、記載をしております。右の方に、まるの入っている課から、それぞれの推進目標を進めている関係課ということで、お示しをしておりますので、また、お目通しをお願いしたいと思っております。

次に、資料の一番最後に、このA4の「食の安全・安心に関する関係各課」という資料をお配りをさせていただきました。これは、この推進計画、平成19年2月に抜粋したわけですが、その当時、県庁の関係各課は、その冊子にございます担当課ということで、記載をしておりますけれども、その後、組織の見直し等がございまして、現在、それぞれその資料の2月段階の課名から今、現在にある、右の方にあります、平成22年4月1日現在の課名に変更になっておりますので、また、参考にさせていただきたいと思っております。それでは、次の資料を見ていただきたいと思いますけれども、資料2-1につきましては、このブルーの推進計画の方にそった、関係各課の分の内容にしております。

資料2-2というのがあるかと思っております。資料2-2というのは、この推進計画の目標を各関係課別に取りまとめたものが、資料2-2になっております。資料2-2の方をご覧いただきたいと思っております。まず、1ページめくっていただきまして、左に目次を書いておりますが、ご覧のように、本日は、11課の方から説明をさせていただくというふうなことになっております。まず、私の方が、食品・衛生課と高知市保健所ということで、説明をさせていただきます。資料の1ページから6ページまでとなっておりますが、時間の都合もございまして、主なものについて説明をさせていただきます。

まず、食の安全・安心のための基盤づくりというのがございまして、食品の危機管理マニュアル。食品の危機管理に関するマニュアルの整備と運用ということにつきましては、本日、お配りをしました資料3。こちらの方に、一覧表で載せてございますので、また、お目通しをお願いをしたいというふうに思います。

次に、2ページ目をお開きいただきたいと思っております。食の安全・安心対策の推進でございますが、取りまとめたものは、次の3ページの表にございます。こちらの方で説明をさせていただきたいと思っております。上から二つ目ですが、広報媒体やホームページ等による普及啓発ということにつきましては、「さん SUN 高知」ですとか、「保健所だより」あるいは「食品衛生協会だより」、そういったものに掲載をしております。また、食品・衛生課のホームページ、あるいは、高知市保健所のホームページ、そういったところを活用しまして、啓発を行っております。今年度につきましても、引き続き、同様に啓発を実施してい

きたいというふうに考えています。

次に、消費者に対する食品衛生の講習会につきましては、101回実施をしております。下から二つ目のところでございますけれども、消費者に食品衛生の正しい知識を持ってもらって、食品を選んでもらう。あるいは、食品の正しい取り扱い方を学んでいただくということにつきましては、やはり、食中毒の予防ですとか、安全確保の上からでも重要なことだと考えております。次に、一番下の食中毒の発生件数でございますが、去年は3件ということで、過去最低といたしますか、最も少ない年でございました。これは、全国的にも、去年は非常に少ない年でございまして、やはり、去年、新型インフルエンザが発生しまして、各施設につきましては、入口なんかアルコール消毒、手指の消毒ということで、皆さま方のご記憶にあらうかと思っておりますけれども、やはり、食品を取り扱う方々につきましても、手指の消毒ということが徹底されて、非常に少なかったのではないだろうかというふうにもいわれております。やはり、食品の取り扱いの原則であります、手指の洗浄、消毒ということが、大変、食中毒予防というものには有効なものではないかというふうに考えておるものです。

次に、4ページの方をお開きいただきたいと思っております。4ページの真ん中、(2)の適正な表示の確保でございますが、これは関係法令に基づきまして、食品表示の知識等につきまして、関係機関による合同の食品表示監視指導。こういったものを行っております。真ん中の欄でございますけれども、平成20年度は、全国的に問題になりました産地偽装事件そういったものが、多発したということで、平成20年度は8回実施。昨年度、平成21年度につきましては、合同監視を19回実施しております。今年度につきましても、同様に関係機関と連携をして取り組んでまいりたいというふうに考えています。

次に、5ページの方をご覧いただきたいと思っております。食品の表示に関する普及、啓発でございますが、講習会の開催については、衛生管理に関することだけではなくて、表示に関する内容も取り入れたカリキュラムということで、やっております。昨年度、387回の講習会を開催をしております。県内で、不適切な表示として指摘を受けたケースもございます。表示を行う場合につきましては、行政機関で確認をするように事業者等に対しては、啓発を実施をしておるところです。

次に、認証制度の推進でございますが、その中の食品衛生管理認証制度でございます。この制度につきましては、食品の製造業者の自主衛生管理を推進するという目的で食の安全・安心を確保しようとするものでございます。平成21年度末で、8施設を認証しておりますが、さらに、今年度は産業振興にもつなげてまいりたいというふうなことで考えております。さらに、認証基準を作成しまして、施設の拡大に努めてまいりたいというふうに考えています。

次に、6ページの方をご覧いただきたいと思っております。「食の安全・安心を確保するための相互理解と協働の推進」でございます。食の安全・安心を確保するためには、行政関連事業者、消費者、そういった方々との情報交換や意見交換というものが大変重要なこととございます。県では、毎年8月は全国一斉の食品衛生月間ということで、食品衛生協会とと

もに、施設の巡回指導を行いまして、そのあとに、消費者との意見交換会を開催をしています。また、去年は、内閣府の協力を得まして、11月にリスクコミュニケーション育成講座を高知市内で開催をしております。今年も、また、同様に内閣府と共催で中学生向けのジュニア食品ゼミナールを開催をする予定をしております。また、高知市では、消費者向けのワークショップを開催するという事は予定をしております。以上で、食品・衛生課及び高知市保健所からの説明を終わりたいと思います。

(山根委員)

どうもありがとうございました。1年間、汗を流していただいた職員の方のご発表を時間を限らせていただいて、本当に心苦しいですが、事務局としては、事前にお話を委員の皆さまのお手元にある資料でしていただいています。また、チンと鳴らしていただくようお願いしましたが、私が鳴らしたら、次をよろしくお願いします。じゃあ、いろいろご質問は、あとで総括討議の中に盛り込んで、委員の皆さまからご審議をいただきたいと思っております。ジュニア向きの講座とか、大変、興味深いお話でございました。続きまして、健康長寿政策課の方からお願いします。7ページです。

(須賀 (健康長寿政策課))

健康長寿政策課の須賀と申します。よろしくお願いいいたします。私どもの課は、昨年度まで健康づくり課という課名で、栄養、食生活の改善等の健康づくり業務を行ってまいりましたが、この4月から機構改革がございまして、部の取りまとめ課になります、課の方に健康づくり業務を一貫して、継続して業務を行っておりますので、どうぞよろしくお願いいいたします。

では、21年度実績と、22年度計画について、この上のもをご覧ください。21年度といたしまして、実績を八つほど提示させていただいております。食生活の改善、栄養の改善と言いますのは、広く、その大切さを県民の方々にご理解いただく総合的な啓発というものと、それから、●のお料理教室とかといったかたちで、実務的に、皆さまにその技術とかを身に付けていただく、この二つの手法が大事だと考えております。その、直接的なお勉強と言いますか、講義と言いますか、そういった機会といたしましては、一番上と、それから6番目、7番目に書かせていただいております、事業になってまいります。

一つは、本日も委員として出席いただいております、高知県食生活改善推進協議会の方に、食育事業ということで、食育の講座を企画いたしまして、子どもたちからご高齢の方々まで、それぞれのライフステージに応じた、お料理教室を通じた食生活の改善の講座をお願いしております。実績では、全市町村で56回・1,234人の方に、こういったお料理教室を通じた食生活改善のイベントづくりをしていただきました。

それから、やはり、若い方に食の問題が多いということで、昨年度は高知学園短期大学の58人の学生の方に、食事、それから運動習慣も含めた生活習慣の改善のシンポジウムを開催いたしました。そして、高知県栄養士会の方に委託をしまして、少しご体重が気にな

る小学生と、その保護者の方、少し人数は少ないですが 14 家族、33 名の方に夏休みに 2 泊 3 日のサマーキャンプを行い、その後、フォローアップといたしまして、11 月、2 月に日帰りの研修を行いまして、肥満の解消、それから、日ごろの食生活や運動習慣を見直そうという事業を行い、多くの方に体脂肪率の減少、あるいは、そのおやつ量を考えると、食品群が理解できたというような成果を認めております。

あと、広く県民の皆様に食の大切さを訴える事業といたしましては、2 番目、3 番目、4 番目、5 番目、そして、8 番目に掲示させていただいております。具体的には、量販店、スーパーマーケットですとか、量販店で、いろんな団体と協働いたしまして、食育のイベントを県が直接行ったり、あるいは食生活改善推進協議会様に委託をして行っております。そのほか、食を大切にしていきたいということで、その場で、野菜を 1 日に 350 グラム、5 皿取りましょうなどといった、メッセージを書いた「食育の日のぼり旗」を制作いたしまして、これを市町村に全て 2 本ずつ差し上げるとともに、県内のスーパーマーケットさん、本日ご出席いただいております、サンプラザ様の方にもご協力をいただいておりますが、「食育応援店」ということで、毎月 19 日の食育の日に、そののぼり旗を店頭、あるいは店内に建てていただいて、広く県民の皆様に、県の食の課題である野菜の摂取をもっと増やそうよということと、朝食をしっかりととりましょうよというところを啓発していただいております。昨年の段階で 58 店舗のスーパーマーケットさんにご協力をいただいております。そして、今年度、新たに食生活の改善、食育の推進に私どもで力を入れて取り組もうとしておりますところが、この枠ぐりの下の方になりますけれども、今申し上げましたように、若い世代に、やはり、食の課題が多いということで、少し若い世代に的をのぼった取り組みをと考えております。

1 点目は、高知県食生活改善推進協議会様に委託する、食育の事業をこれまでの子どもから高齢者までという、幅広い年代をお願いしていたところを、なるべく若いお父さん、お母さんの世代、保育園や小学生の子どもさんを持つ保護者などを対象に、中心にしたお料理教室などをしていただきたいということでお願いしておりますし、そのほか、若い方が多く利用しているコンビニエンスストアに、先ほどの方で作りました、のぼりの小さい卓上版を配布いたしまして、この 6 月、食育委員会さんのいらっしゃる、約 200 店舗で、店頭で設置していただいております。また、スーパーマーケットさんなど、食育応援店の方の 100 店舗以上をめざして、拡大を進め、広く県民の皆さまに食生活改善を訴えていこうと考えております。以上です。

(山根委員)

どうもありがとうございました。地域、学校、教育の現場に行き、普及・啓発をしていくと。それから、ライフステージ、生まれてから老いるまでをきっちりと押さえ込みながら、ライフスタイルもかつ押さえ、展開するということは大変でしょうというふうに思いました。

では、続きまして 3 番目の県民生活男女共同参画課のご報告をいただきます。

(竹村 (県民生活・男女共同参画課))

文化生活部県民生活男女共同参画課の消費生活を担当しております、竹村と申します。着席のままで説明をさせていただきます。よろしくお願ひいたします。当課の消費生活担当の業務といたしましては、いわゆる、消費者行政全般ということになっております。業務について若干説明をさせていただきたいと思いますが、まず、当課の出先機関としまして、県立消費生活センターというところがございます。県民の皆様から消費生活に関する様々な相談の受付をいたしております。ちなみに、昨年度、平成 21 年度の相談件数としましては、5,201 件ございました。ほとんどのものが、契約ですとか、解約に関する相談などが主になっているわけなんですけれども、そのほかにも、安全とか、衛生、表示、広告に関する相談なども受付をいたしております。それから、二つ目の大きな業務としまして、消費者の方に合理的、主体的に行動していただけるように、消費生活に関する啓発ですとか、情報提供を行っております。情報提供の情報冊子の作成もしているわけなんですけれども、この冊子の中でも、関係機関にも協力をさせていただきまして、例えば、JAS 法ですとか、食品衛生に関する情報なんかも取り組んでいっております。また、配布にあたりましては、県内の量販店さんにもご協力をいただいているところです。この場をお借りして、感謝申し上げたいと思います。

それから、三つ目の大きな業務といたしまして、取引とか、安全といった身近な問題を取り扱う、いくつかの法律を所管しているわけなんですけれども、この中で、事業者に対する指導も行っております。そのうち、表示に関しては、不当景品類及び不当表示防止法、いわゆる景品表示法を扱っております、事業者の方に、助言ですとか、指導を行っているところです。昨年度から、消費者行政の活性化ということで、消費生活センターですとか、地域の方に身近な相談機関であります、市町村の相談窓口の機能の充実とか、啓発の強化、法執行体制の強化をして、取り組みをしているところです。前置きが長くなりましたので申し訳ありません。

資料の 8 ページを説明させていただきます。「適正な表示の確保」ということで、関係法理に基づく、食品表示の監視指導ということですが、平成 20 年度に高知県食品表示監視協議会というのが立ち上がっております、この中で高知農政事務所さんをはじめまして、関係機関との連携によって、情報の共有ですとか、関係によっては連携を図りながら、事業者に対する調査とか、指導を行っております。平成 21 年度につきましては、内容的に、農産物とか、農産物の加工品といった事案でしたので、●の農業振興部の流通支援課と合同で市場調査を 3 件行いました。今年度におきましても、昨年度と同様に、当課においては特に、景品表示法の観点から関係機関と、一層連携をして、取り組みを進めてまいりたいと思っております。以上でございます。

(山根委員)

どうも、分かりやすいご説明ありがとうございました。市民、消費者の苦情、質問が、

今、相談事項の中に、私どもの政策展開にあったものがたくさんある。そういう視点から、情報提供を精練し、そして、命、健康、それから、安全の主体者は、あなたである、消費者である、市民である。こういう視点から、前置きの説明をいただきました。私は、むしろ、この前置きの方が大変重要だと思っておりますが、半分、白紙のスペースがありますので、ぜひ、次回からは、そこのお話を、ぜひ記録に残していただけたらと思います。どうもありがとうございました。

では、続きまして、4番の商工政策課のご説明をいただきます。9ページです。

(川谷 (商工政策課))

商工労働部商工政策課です。9ページをご覧ください。商工政策課所管の工業技術センターにおきましては、昨年5月から、高知県食品加工特別技術支援員を1名配置しまして、工業技術センター職員とともに、食品企業の巡回指導などに取り組んでいます。昨年度は、この取り組みの初年度であり、商品開発や、生産管理工程の支援などとあわせて行う、安全、安心な食品の生産及び状況の支援、つまり、食品衛生の部分の勧め方などについて、不確定な部分がありましたので、当審議会ですべて詳しくご報告をするまでには至りませんでした。今年度については、特別技術支援員はすでに44のテーマについて、精力的に指導を行っているところでございます。この取り組みも2年目に入りましたので、今後は更に、食品衛生部門や地産外商部門とも連携しまして、安全、安心な地域食材を利用した食品に対する、技術的な側面からの支援を行ってまいります。以上で説明を終わります。

(山根委員)

どうもありがとうございました。商工政策課から、食の安心・安全にアプローチをされているということが、大変、感動的でありますし、特に、地域、企業に対して巡回指導という、1歩も2歩も前に出た活動をされているということも、重要だというふうに受け止めさせていただきました。県知事のタウンミーティングを丁寧に展開されていますね。是非、このような食の安心、安全の対策も県下の隅々まで、タウンミーティングで県民の中に、あるいは企業の中に入り込んでいけたらというふうに受け止めさせていただきました。ありがとうございました。

続きまして、5番の環境農業推進課の方からご説明をいただきます。10ページです。

(岡林 (環境農業推進課))

10ページから、14ページまでになります。環境農業推進課の岡林と申します。資料が、ちょっと多いので、なかなか資料とにらめっこしたら難しいと思いますので、顔をあげて聞いていただけたら。先ほど、田村委員さんから説明ができました、米の問題で、外国産が混ざっているのは、スーパーへ行くと、外国産はタイ産米とか、中国産米とかは絶対に、見ることはないです。というのは、どうやって輸入の米が入ってきているかと言いますと、国が認めているミニマムアクセスでの量が77万トンです。実際はそんなには入ってきてい

ないです。ところが、高知県と、この室戸から土佐清水まで、全部あわせて生産されている米の量はたった 7 万トンです。去年、事故米で明らかになったのは、五十何万トン外国から入ってきていますので、高知県は全然米の県ではないですが、いかにたくさんの米が日本に入ってきているかということが分かるものです。しかも、外国から入っている米は、770%の関税がかかっています。100 円の米が、770 円の税金をかけても日本に来る状態やということですね。すごいことだと思います。

それから、一步話を戻します。野菜ですね。高知県は、全国でいったら 17 番か 18 番くらいの野菜の生産県です。ところが、高知県は、キャベツとか白菜とか、重量野菜は全然作っていない。重たい野菜は作っていない。今日、能瀬委員さん来ていますけど、能瀬委員さんはししとうですけど、ししとうとかみょうがとか、なすとかピーマンとか、全国一の野菜をたくさん、六つもありますけど、高知県の野菜の全部の生産量をあわせても、11 万トンか 12 万トンです。ところが、輸入野菜、野菜の自給率が、今、80%ですけど、250 万トン以上の野菜が日本に入ってきます。全国 18 位の高知県が 12 万トンで、スーパーへ行っても、中国産の野菜なんか見えませんが、実際は、冷凍の野菜とか●の野菜とか、そういった加工品なんかで、どんどん入ってきてまして、高知県の 25 倍から 30 倍ぐらいの野菜が入ってきているという。いかに、日本の食生活がそういう、自給率 40%の国ですので、なっている実態かということが、分かると思います。

そういう背景がありまして、うちの県は、園芸県です。どうやって、県内で流通している農産物ももちろんですけど、北海道から沖縄まで、県外へ地産外商で高知の園芸品をずっと、歴史的に売って発展してきた県ですので、農産物の事故が、県内ではもちろんですけど、県外で高知県産で事故があったなんて絶対ない。そういうことはありませんので、安全確保する取り組みを本当に県をあげて取り組んできています。その、19 年から、環境保全型農業の全国のトップランナーということで、高知県は取り組みを進めてきてまして、去年からは産業振興計画の中で、食の安全、安心、産業一体型農業の推進ということを中心において取り組みを進めております。ちょっと、資料にうつっていただいて、研究分野でも取り組みをしております、いろんな、化学農薬を減らす技術、土づくりの技術なんかを、試験、研究、課題にもあげて取り組んでいます。去年は 7 課題ということで、今年は 12 課題に増やして、取り組んでいる状況です。

それから、農薬事故の発生なんか、大きい事故は高知県は起こしていませんが、軽微な、例えば、農家が農薬をかけたところが間違っちゃってしまっていて、それが、生産履歴をつけていますので、分かります。間違っていたら。それで、なんとか、出荷、流通する前にストップして回収したという事件が、去年は 1 件だけ起きてしまいました。大きい、健康被害が及ぶような、そんな事態は起こしていませんが、これは、絶対にあってはならないことですので、0 にする目標で取り組んでいます。

生産履歴については、もうすでに 89%の農家が、きちんと履歴をつけて農協に提出をしております。どうしても、高齢者とかおりますので、農家は 2 万人以上おいでます。なかなか 100 にはなりません、これも、限りなく 100 に近づく目標で、取り組んでおります。

それから、資料11ページになりますけど、今、県をあげて取り組んでいますのが、どの地域の農業者が、室戸の農家でも、土佐清水の農家でも、高知の農家でも必ず、農薬や肥料を農協に買いに行きます。それから、業者に買いに行く場合もありますが、その農協であっても、業者であっても、どこの地域の、どの作物を作っている農家さんが、どの農協の、どの支所に、どのお店に農薬を買いに行っても、ちゃんと農業者の方に、「その農薬は登録はありますか、正しく使っていますか、記帳をしていますか」という、必ず声掛けがかかるように取り組みを進めております。まだ、完全ではありませんが、そういう声かけも、農家を守るためにも、消費者を守るためにも、正しく、農薬とかが使われるような取り組みをしています。

それから、12ページ、あと、検査体制ですけど、これは、県とJAグループと共同でやっております。農協に出荷される農産物については、全部の農協で協力しまして、年間2,000検体を、抜き打ちで、要は出荷されたものから抜き打ちで抽出して、110種類の農薬について分析を行っています。それで、違反が出たというのは、去年は出ていないです。

それから、高知市さんと協働して、日曜市でありますとか、直販所さんですね、そういう中央市場さんなんか、出向いて、これも抜き打ちでサンプルを抽出して、200検体を分析しております。これも、去年は事故はありません。そういうことで、安全、安心を進めております。それから、今年、大きな出来事というか、PRで、今年、国連が決めました、国際生物多様性年です。生物の多様性を守る、条約、国会170国から日本に集まって、愛知県で10月にCOP10というイベントが開催されます。それに、高知県はPRに行こうと思っております。これは、どういうことかということ、化学農薬を減らすのには、能瀬委員さん方がやられているんですけど、農薬を使わずに天敵昆虫で害虫をやっつけるという取り組みが、今、全国でダントツで高知県が1番で進んでいます。農家が、農薬を使わずに、それも、天敵と言っても、高知の自然の野山におるいろんな種類の天敵を農家が採ってきて、保全して使っております。生物多様性を農家自らが保全して、それを農業という産業に活用しているという、世界でも稀な例ですので、広くPRしていきたいと思ひまして、マスコミなんかにも投げかけて、高知の安全・安心な取り組みを、全国に情報発信したいと思っていたことでございます。ちょっと長くなりましたが、以上です。

(山根会長)

どうもありがとうございました。現場の実態、社会的な数値も含めまして、プロフェッショナルとしての、大変情熱に満ちた、惚れ惚れとお聞きしておりました。是非、今のようなお話をホームページとか、ニュースレター等にどんどん書いていただいて、県民にアピールしていただくと、本当に信頼感に基づく、市民の協力、協働が得られるのではないかと思います。本当に感動して伺いました。天敵の問題は、私もこれは世界一だと思っております。これも是非、むしろ、先進諸外国に輸出していく技術でもあるというふうにも思っておりますし、最近、中国の資本が、山ごと日本のきれいな日本の水を買取るといふようなことで、諮問・答申をしてきておりますから、本当に、環境農業推

進課の仕事はこれから大事なキーポイントになるのではないかと考えております。どうもありがとうございました。

続きまして、6番目の流通支援課のお話をお願いします。

(篠崎 (流通支援課))

流通支援課の篠崎と申します。よろしくお願ひいたします。流通支援課では、この計画におきまして、JAS法に基づきます食品表示の適正化と、県産園芸農産物の流通から販売に至る支援の部分を担当しております。なお、食品表示につきましては、品目によりまして、畜産物とその加工品は畜産振興課の方が、水産物と、その加工品は水産振興部の合併流通支援課が、農産物と、その加工品を流通支援課というふうに、問い合わせに対する対応窓口などを分担しております。それでは、資料の14ページをお願いいたします。2)の適正な表示の確保のための取り組みといたしまして、関係機関にある合同の食品表示監視指導をあげております。これにつきましては、流通支援課といたしましても、食品表示の実態把握、それから、啓発指導を行うために、モニタリング調査を行っておりますが、食品衛生法を所管されます、保健所と連携した量販店や直販所等を対象とします、合同調査も実施しております。今年度も合同調査が円滑に実施できますように、日頃からの連携を大事にいたしまして、また、食品表示の関係機関がメンバーとなっています。高知県食品表示監視協議会なども有効に活用させていただきたいと考えております。

次の15ページをお願いいたします。関係機関による、合同の食品表示研修会につきましては、21年度は大きな法改正はなかったのですが、食品表示の重要性を改めて認識をしていただくために、JAS法、景品表示法の基本的な内容につきまして、製造業者さんや量販店、直販所の方々を対象に開催をいたしました。ここ最近の表示制度に関しましては、JAS法に基づく加工食品の原料、原産地表示の拡大に向けた表示の方法と、品目の考え方につきまして、また、現在複数にわたっています、食品表示に関する法律の一元化といったことについて消費者庁の方で検討がなされております。こういったことも踏まえながら、今年度も関係の機関で連携をいたしまして、総合的な食品表示制度の普及・啓発を行っていく予定でございます。

次の食品表示ウォッチャーにつきましては、毎年度、県内各地の消費者の方、20名の方を、食品表示ウォッチャーとして、委嘱をさせていただきまして、その方々の日常のお買い物の中で、食品表示が適正になされているかについてモニタリングをお願いしまして、結果は定期的に報告をしていただいております。その報告を受けまして、表示の改善が必要な場合には、私どもの方で、関係機関と連携をしまして啓発や指導を行いますのと、適正化に向けた取り組みを行っているところです。そして、今年度も20名の方に活動をお願いしております。

次に16ページをお願いいたします。②が、食品の表示に関する普及啓発の取り組みですが、21年度は、直販所や事業所、団体などからの講師派遣依頼を受けまして、適正な表示制度について普及啓発を行いました。このようなかたちで研修会ですとか、説明会を開催

させていただきますと、後日、お問い合わせやご相談をいただくことが多くなります。そういうところで、表示制度に対して、一定のご理解をいただけているというふうに認識しております。今年度につきましても、関係機関と協力をしながら、積極的な普及啓発を行ってまいりますとともに、消費者の方に対しましても、食品表示に対する理解を深めていただくために情報発信をしていきたいというふうに考えております。

次の4)の県民からの相談等による立ち入り調査につきましては、当課では、消費者の方ですとか、国の機関から食品表示の●に関する情報をいただくことがございます。情報の内容に応じまして、関係するところと連携をいたしまして、合同調査を実施しますなど、実態の確認ですとか、必要な指導などをすみやかに対応することとしております。表示に関しましてですけれども、先ほど、農政事務所さんの方から状況のご説明がありましたけれども、今年度の食品表示につきましても、連携して対応していくことにしております。

続きまして17ページの方をお願いいたします。農林水産業の水産から販売にいたる支援でございます。調査では、安全安心な県産園芸品のPRを行っております。先ほど、環境農業推進課さんからのご説明にもありましたが、環境保全型農業のトップランナーを、消費地全国に発信していくということで、平成21年度は、「にじいろジーン」ですとか「花まるマーケット」といった、既存のレギュラー番組を活用させていただいて、特集を組んでいただいて放映をし、取り組みを全国に発信しております。今年度も引き続き、関東、関西を中心にしたイメージアップと販売拡大の事業を行ってまいりたいと考えております。

それから、もう一つ、県内の生産者が、東京ですとか、大阪などの小学校に出向きまして、本県農業の取り組み等を紹介します、出前授業という事業を行っております。こちらでも大変好評をいただいております、効果的であるということで、引き続き実施してまいります。以上で、流通支援課からの説明を終わらせていただきます。

(山根会長)

どうもありがとうございました。土佐からグローバルな社会まで広がる流通機構、そして、それが極めて多様化し、変化をし、複雑化していく、そういう状況の流通機構に切り込んでいただいて、大変貴重なご報告をいただいたと思います。また、PDCAスパイラルと呼んでいますけれども、「Plan、Do、Check、Action」というらせん型を、つまり、評価をきちっとしながら進めていただいて、大変貴重な報告だったと思います。

続きまして、7番の畜産振興課の方からよろしく申し上げます。

(谷本(畜産振興課))

畜産振興課の谷本と申します。よろしく申し上げます。畜産振興課につきまして、平成21年の成果と、22年度の計画をご説明させていただきます。18ページをお願いします。平成21年度につきましては、抗病原性とインフルエンザの国内発生はありませんでしたけれども、監視につきましては、疑う症状のあるにわとりがいないかどうか、養鶏のほか、全戸に対しまして、出先であります、県下7カ所の家畜保健衛生所が定期的に農場に立ち入

り、異常がないことを確認しております。今年度におきましても、引き続き実施してまいります。

また、症状の確認以外にも、にわとりからのインフルエンザウイルス分離や、感染抗体の確認につきまして、同じ農家で飼われているにわとりを毎月モニタリングしております。平成 21 年度は計画に対し、880 羽を検査しましたが、すべて陰性でございます。今年度も引き続き検査をする計画でございます。また、万が一、本病が高知県で発生した場合には、すでに作成しております「県防疫マニュアル」に従いまして、防疫措置を進めることとしておりまして、これらの作業につきましては、県庁の職員総がかりで対応する体制をとっております。そのため、事前に配置する人員の名簿を作成し、毎年度更新をしております。また、これらの防疫作業を円滑に進めるために、作業の具体的な指示を行う、家畜防疫員を対象にして、診断などの実施について防疫研修を毎年度行いまして、マニュアル化された手順の確認や、実習などを行っております。

続きまして、19 ページをお願いします。安全・安心な畜産物の供給につきましては、家畜を診療いたします、産業動物獣医師全員や、畜産農家全戸を対象といたしまして、薬事法に基づき、獣医師が畜産農家に対して、医薬品を適正に支持することや、畜産農家が、獣医師からの指示内容をしっかりと守ることなどにつきまして、家畜保健衛生所から指導を行っているところでございます。また、併せて食品衛生法に基づくポジティブリスト制度にも対応するため、畜産農家に対しまして、動物用医薬品などの対象物質が肉などに残留することのないよう、適正な使用についても重ねて指導を行っているところでございます。また、牛の下の部分でございますけれども、生産履歴につきましては、平成 13 年に我が国で初めて BSE が発生したことに対応した制度でございまして、牛肉の安全に対する信頼確保などを目的としております。

牛が産まれますと、10 桁の個体識別番号の書かれた札を付けるとともに、国に対しまして、その牛の生年月日、品種などの情報を届け出まして個体情報等を管理を行い、それが流通、消費の段階においても正確に伝達されていくような管理がされております。このため、今後も牛を飼う全ての農家に対しまして、耳票の装着と牛の情報の届け出をしっかりとさせていただくように指導を続けてまいります。また、家畜伝染病防疫や健康な家畜の生産のために、ワクチンの接種や衛生的な使用管理についても指導を続けてまいります。

同じく 19 ページの続きになります。生産段階における BSE 検査につきましては、BSE 対策特別措置法に基づき、24 ヶ月齢以上の死亡した牛全頭につきまして、実施しているところでございます。高知県では、今までに BSE と判定された牛はいませんが、もし BSE と判定された場合には、県下 4 カ所に設置しております家畜保健衛生所の焼却炉で、安全に処理を行うこととしております。検査が陰性の場合も、牛の専用施設で肉骨粉に処理され、最終的には焼却処分されておりますので、死亡した牛の肉が食用として、出回ることは決してございません。

最後になりますが、20 ページをお願いします。食の安全・安心の確保につきましても、市町村、JA、関係団体との連携が欠かせません。下に書かれているような家畜伝染病の予

防や、蔓延予防の取り組み以外にも、例えば、県民の皆さまに対します食肉や加工品などの安全性に関する正しい知識の普及などといった取り組みにつきましても、連携をして進めてまいります。以上でございます。

(山根委員)

どうもありがとうございました。人畜共通感染症というのは、人類に最後まで付きまとう病気でございますが、鳥インフルエンザ高病原性もいつ入ってきてもおかしくない状況でございます、そういうこと。それから、先進国では動物予防医薬品、飼料添加物等によって人間の感染症に対する抗生物質が効かなくなっているというレポートも、以前から出されております。大変、水際で命を守る取り組みをいただいたご報告でございます。どうもありがとうございました。続きまして、8番目の地産地消・外商課の方からお願いいたします。

(山岡(地産地消・外商課))

地産地消・外商課、山岡と申します。21ページをお願いいたします。地産地消・外商課が担当をさせていただいております3項目につきまして、ご説明をさせていただきたいと思っております。

まず21ページ、2段目ですね。認証制度の推進でございます。高知県内で製造されます加工食品に対しまして、各都道府県共通の認証マーク、Eマークを付ける地域特産品認証事業を実施しております。21年度は、新たに認証基準を3品目策定をいたしました。

残念ながら、関心のある事業所の方もいらっしゃいましたが、新たな商品の認証申請にまでは至っておりません。今後は、消費者の皆さま方に対しまして、地域の食材を活用した加工食品の情報提供に努めますとともに、認証制度の拡充と食品の製造事業者の方への周知を図ってまいりたいと考えております。二つ目、食育の推進でございます。農林水産学習の体験学習の取り組み等を活用しながら、高知県食育推進員さんのご協力を得て、学校、地域の中で高知の農林漁業や、食文化等を伝承する食育推進活動を行っております。

また、食文化の伝承につきましても、フェアを開催するものによりまして、土佐の料理伝承人さんの活動の場づくりなどを進めながら、活動のご支援を行っております。平成22年度の活動実践者の皆さま方の活動支援を行ってまいりたいと考えております。3項目目でございます。22ページをお願いいたします。農林水産業の生産から販売に至る支援についてでございます。県内の農林水産物直販所は、平成21年7月末現在でございますが、140店舗開設をされております。この店舗の中には、順調に売上高を伸ばす店舗もございますが、伸び悩む店舗、残念ながら閉店に至りました店舗も見られる。そのような状況になっております。

また、消費者の皆さま方の安全・安心に対する関心が高まっていますことから、平成19年度から直販所における安全・安心確保のための活動に取り組んでいただいております、安心係さんの配置を進めております。平成21年度末現在では、103店舗103の直販所に安心係

さんを配置することができました。平成 22 年度、今年度も引き続きまして安心係さんの養成講習会を実施し、安心係の役割を再確認していただきますとともに、直販所での配置を推進してまいりたいと考えております。以上でございます。

(山根委員)

どうもありがとうございました。高知の誇る地場産業、地産地消産業を縁の下から支えていただいております報告でございました。ありがとうございました。続きまして 9 番の漁業振興課さんの方から、ご報告いただきます。

(漁崎 (漁業振興課))

漁業振興課の漁崎と申します。よろしく申し上げます。

資料は、23 ページをご覧ください。漁業振興課では、生産段階における水産物の安全性の確保ということで、貝毒の検査やその原因となるプランクトンのモニタリング調査、養殖魚に対する水産用医薬品の適正使用について指導を行っています。まず、貝毒についてですけれども、貝毒とはアサリやカキなどの二枚貝が、貝毒の原因となるプランクトンを餌として食べることにより、体内に毒素を蓄積させる現象のことです。漁業振興課では、貝類を食品としての安全性を確保する観点から、野見湾、浦ノ内湾、浦戸湾などにおいて、貝毒プランクトンの発生状況を監視するとともに、実際にこれらの海域で採取した貝類、二枚貝を用いて蓄積された毒量の検査を実施しています。平成 21 年度におきましては、プランクトン調査につきましては、合計 89 回の調査を実施し、その結果を食品・衛生課や保健所などの関係機関と情報共有をしております。

貝毒の検査につきましては、麻痺性貝毒、下痢性貝毒合わせて 34 回の検査を実施しております。高知県内では、平成 15 年にアサリで貝毒が発生していますが、それ以降は発生がなく、昨年度におきましても基準値を超える貝毒は検出されておられません。なお、この結果につきましては、水産振興部のホームページでも公開しております。また、アサリなどにつきましては、漁業者だけではなく一般の方も採取をされておりますので、貝毒発生時には、漁業協同組合のほか、マスメディアなどを通じて迅速な情報提供を行うこととしております。今年度につきましても、昨年同様、貝毒検査を実施することとしております。また、プランクトンのモニタリング調査につきましては、調査箇所数を増やして実施することとしております。

次に、水産用医薬品の適正使用についてというところですが、安全な養殖魚を供給するため、養殖業者から漁病診断依頼があった場合や、防疫に関する研修、巡回指導などの機会を通じて、医薬品の用法や用量、投薬期間などを指導・遵守し、適正に使用するよう指導を行っています。また、危機管理として医薬品の残留検査や、薬剤耐性菌の実態調査を行うこととしております。平成 21 年度につきましては、のべ 244 経営体、実施数で 207 経営体に指導を行っております。次、24 ページをお願いします。

危害情報などの提供に対する措置ということで、一般の方から食の安全・安心の確保が

損なわれるような事態に関する相談や情報提供があった場合には、立ち入り検査等の措置を取ることにしています。去年は、養殖魚や水産用医薬品などに関する相談、情報提供というのありませんでしたので、立ち入り検査などの措置も実施はしておりません。今年度につきましても、必要に応じて対応していくこととしております。

次に 25 ページをご覧ください。関係機関、団体との連携、協働ということですが、日本国内における貝毒の発生状況につきましては、国や他の都道府県と情報共有を図るとともに、入手した情報につきましては、県内の関係機関に提供し、情報の共有を図ることとしております。今年度につきましても、これらの情報を関係機関と共有することで、健康被害の発生防止に努めることとしています。以上でございます。

(山根委員)

どうもありがとうございました。大変なお仕事ですが、この危険物質のモニタリングとか水産用医薬品等々の分析に関しましては、高度な技術、機器、●等の整備とか、十分な数の技術者の方々の配置が望まれると思います。そういうご苦労のなかでのご報告でした。是非、今後、高知がこういう安心・安全の食品を売りにして、押していくためには十分な人員削減の最中ではありますけれども、是非、議長さんをお願いしたいのは、技術者の数、そして高度の機器整備の予算確保をお願いしたい。心からお願いを申しあげる次第でございます。では、続きまして 10 番目、合併・流通支援課の方からお願いします。

(松村 (合併流通支援課))

合併・流通支援課の松村と申します。よろしく申し上げます。資料の 26 ページをご覧ください。合併・流通支援課では、まず、県内の水産物産地市場での衛生管理の向上を図り、衛生的で安全な水産物の供給を目指して努力を進めております。平成 21 年度には、高知県漁協に業務委託をいたしまして、県内の三つの市場の衛生管理機能の向上や鮮度保持を図る専属の職員を配置いたしました。そこで、市場の職員に対する衛生教育や市場の清潔度のチェック。あるいは、市場内の床面の洗浄、さらには非衛生行為の監視、警告などを行いました。

その結果、市場の衛生面での向上が図られ、市場の衛生管理の機能が改善したというふうな評価も得ることができました。平成 22 年度におきましても、同様の業務を高知県漁協に委託をしまして、引き続き市場の衛生管理や鮮度保持の向上を図ることとしております。資料の 27 ページをご覧ください。

次に安心・安全な食品の生産及び供給の支援の、農林水産業の生産から販売に至る支援におきましては、水産物の品質、安全性の向上のため、鮮度の高い水産物の供給を推進する事業を実施しております。平成 21 年度には、県内の 7 カ所の市場で漁業者や、漁協職員を対象に、漁獲物の鮮度保持に関する学習会を開催し、鮮度保持に対する意識の向上を図りました。各市場における鮮度保持に関する現状の把握と課題の抽出を行い、その課題に対応したテーマを持って、学習会を実施しました。7 カ所で約 80 名の参加をいただきました。

た。

学習会では、漁獲から出荷までの鮮度保持や、鮮度保持効果の高いといわれるシャーベット状の氷でありますスラリーアイスというものの使用と、その効果の検証。あるいは市場に送るタンク内の水温は魚の体温の測定結果といったものをテーマに、学習会を実施しました。それぞれの地域では、学習会の内容を踏まえて、出てきました課題の解決に向けて、引き続き、取り組みを進めているところです。合わせまして、平成21年度におきましては、漁船及び市場におきまして、漁獲物の鮮度に大きな影響を与える氷につきまして、適切な量を使うことによる効果を調べる実証事業の実施を行いました。

県内の二つの市場で、漁船での氷の積込量を増やしたり、あるいは、市場のタンクでこれまで氷を使用していなかったものに対して、一定の氷を使うといったことで、その効果を検証いたしました。その結果、魚の買受事業者の方からは、特に夏場の鮮度が大幅に向上したため、安心して購入ができるとか、あるいは市場のタンクで、きちっと保冷をしていることにより、鮮度落ちが少なくなったとか。やはり、●氷の使い方によって魚の鮮度の落ち方が変わるので、今後も積極的に氷を使ってほしいといった評価や、意見をいただいております。この結果につきましては、結果を取りまとめたものを、今年の4月に各漁協を通じまして配布、周知を図っております。

それから、先ほど説明いたしました、各市場におきます鮮度保持に関する学習会につきましては、平成22年度、県下8カ所で開催する計画としております。現在は、各市場の現状の把握や、課題の抽出を行っております、それがまとも次第、各地域で学習会を開いていきたいと考えております。以上です。

(山根委員)

どうも、貴重なご報告ありがとうございました。では、最後に28ページになります。スポーツ健康教育課から、ご報告いただきます。

(北村(スポーツ健康教育課))

失礼します。スポーツ健康教育課の北村と申します。

資料の28ページをご覧ください。安全・安心な食品の生産及び供給の支援ということで、当課は、このことに関わって大きく二つのことを取り組んでおります。まず一つ目は、子どもたちのより良い生活習慣の確立のための取り組みということが一つ。それから二つ目は、学校給食を活かした教材として食育の推進を行っていくために、産業振興食育推進事業というものを行っております。その大きく2点になります。

まず最初の、子どもたちのより良い生活習慣の確立のための取り組みのことですが、このことに関わりまして、小学校県下の5年生への対象の生活振り返り票の実践。自分たちの生活を振り返り、自己目標を立てて、より良い生活習慣を自ら行っていくというものです。そして、二つ目が子どもたちの生活スタイル調査です。これは平成14年度から経年実施をしております、子どもたちの生活の状況を確認していただいております。そして、三つ

目が、食育を学校給食の連絡協議会ですけれども、このことにおいて、県下の生活習慣の改善や、朝食摂取の取り組みなどのより良い取り組みを、県下広く紹介をして普及をしていくということです。

このことに関わって、一つの指標として朝食を必ず食べる児童生徒の割合というものを、28 ページの方に示しておりますが、平成 23 年度が最終目標になっておりますけれども、平成 14 年度からは数値は良くなってきておりますが、ここ数年、あまり状況が変わらないというような状況です。保護者と集団への指導ということも含め、今後、なかなか改善されにくいお家の方へも、個別的な指導にも取り組んでいく必要があるのではないかとということが出されています。

今年度につきましては、昨年度と同様に、県下のいろいろな取り組みの紹介を根気強くしていくということと、それから先ほど申しました個別的な相談指導、それから食育は県下的には、ほとんど 100%行っていたいておりますけれども、全体計画に乗っ取ってやっていたところ、まだ 60%ぐらいですので、この全体計画を 100%に引き上げていきたいということで、取り組んでいきたいというふうに考えています。何よりも、この生活習慣は学校だけでは当然、解決できていくものではなく、学校、家庭、地域が連携をして、子どもたちのより良い生活習慣への計画を目指していきたいというふうに考えています。

それから二つ目が、学校給食を活きた教材として食育の推進を進めていくということですが、学校給食施設では、それぞれ地元の食材とか県内の食材を活用して、学校給食の方に取り入れる努力をしていただいております。子どもたちに安全で、美味しい給食を提供して、子どもたちに食材に親しみを持ってもらい、郷土にも愛着を持ってもらう取り組みを行っています。結果、県下、一応目標値が 40%の活用率となっておりますけれども、結果そういうふうに取り組んでいただいて、地産地消日本一を目指すというふうに考えています。

それで、このことに取り組んでいただくために当課としましては、産業振興食育推進事業ということを、昨年度から取り組んでいます。28 ページの方に書いてありますが、ネットワーク会議、地場産物活用状況調査を今年も取り組んでいきます。そして、今年度このことに付け加えて、新たに学校給食で活用できる地場産物を使ったレシピを開発することで、レシピ集を作っていくようにしています。このレシピ集をもとに、また高知の食材を広く県外の方にも、情報発信していきたいというふうに考えています。以上です。

(山根委員)

どうも、貴重なご報告ありがとうございました。最近、朝ごはんを食べない。食べてこない子どもが、依然として増えておりますが、普段より、やはり生活格差が進行している。そして、新しい貧困と呼ばれる現象が生じている。ゆっくりと親子、家族が朝ごはんを食べながら学校に行けない。そういう環境が深まっている。そして、一昨年でしょうか。ドメスティックバイオレンスで殺された子どもたちがありました。インスタントラーメン

袋与えられて、非常階段の下で米を食べて、小さな子どもだけで。そういうバックグラウンド、新しい生活貧困についても、是非、目配りをさせていただいて、成果を上げていただけたらというふうに願っております。予定より1分ほど遅れて終了いたしました。ここで5分間ほど、お休みをいただきまして40分から再開をしたいというふうに思っております。

(休憩)

(山根委員)

どうもお疲れ様でした。時間が参りましたので、委員の方々のご審議をお願いしたいと思っておりますが、だいたい20分くらいしかございません。司会の大変不手際で、申し訳ない思いでおります。事前に事務局とは打ち合わせをいたしまして、予想はしておりました。物理的に無理だということは、話もして。何とか、そういうふうにお互いに意見交換をしたところでございますが、何しろ職員の方々の一年間にわたる汗をかかれたご意見、5分以内でお願いをしております。

そこで、お手元の資料の2-1が、政策の柱でございまして、本来は、この柱は一つずつについて、委員の皆さまのご意見を賜りたいというふうに考えておりましたが、そのちょっと無理なように思います。従いまして、このトータル。お目通しいただいている時間は、多分、●しておるんですか、政策全体の事例をお目通しいただいて、今、11課からご報告いただいたことのご質疑等も交えながら、限られた時間ではございますが、西岡委員さんから、順次、一応、ご多忙の中を委員の皆さんには、駆けつけていただいておりますので、是非、お一言ずつ、何でも結構ですので、命を守るというこの原点から、この審議会に対するご提言をいただけたらと思います。じゃあ、恐れ入りますが。

(西岡委員)

そしたら、しょっぱなですが、生協の西岡です。会長の言われたような中身になるかどうか分かりませんが、お願いや質問が3課にありまして、一つは県民生活・男女共同参画課さんですが、●あります。二つ課題の事例が出ましたように、消費者行政に対しまして、生協としても単に、食の安全だけではなくて、暮らし全体に関わるようなことはできないだろうかということで、いくつかの市町村を回らせていただいたり、それから、実際に、どういう消費者部会があるのかを、私は知らなくてはいけませんので、法テラスの会に参加させていただいたりして、今回やってきたところです。生協としてできることは、それは何かなということで、一つは、消費者センターの方に来ていただいて、我々がまず勉強をするということで、こうち生協ではこの間、1回やりましたし。ちょうど、明日、協同組合会があるということで、生協以外の協同組合からも集まりますので、そこで●報告ということでやらせていただくようにしています。

それとお願いなんです、回っていて気が付いたのは、やはり、消費者センター等がない市町村で、やはり、特に高齢の方が多いわけですので、そういうない市町村に是非、窓口を設置していただくような指導をしていただいて。やはり、相談に行けるというのは、なかなか郡部の方が、高知市へ来てくれるしかないと思うんですね。やはり、できれば、身近な役場なりに相談に来るとのことだと思いますので。是非、これは、お願いですが、それぞれの市町村にそういう窓口を設置することはできなくても、窓口を設置してと言って、そのことをきちんとやはり、地域住民の方々に知らせていただくということを是非、お願いしたいなというふうに思います。

それから、もう一つは、これは質問ですが、3年ぐらい前に地産地消課さんだったのか、環境農業推進課さんだったのか忘れましたが、高知会館で学習会がありまして、それに参加していただいたんですが、先ほどお話を聞いて、どうもその時に、熱のある報告をしたのは、岡林さんやなかったかなというふうに思ったりもしたんですが。ある方から質問が出まして、直販所やそれからスーパーの産直市ですか。ここに置いている野菜は無農薬で一番安心やと、是非、そういう取り組みを広げてほしいというある消費者の方から、発言がありまして、報告をされた方は、実は、今、一番危ないのは、直販所やJA、そこにある商品ですよ。要するに、きちんと流通しているものは園芸連なり県なりが、きちんと検査をして出していますと。今、問題があるのは、そういう商品で問題が起こったうちの8割は、その本物ですという報告をされていました。今、お聞きすると去年はゼロだったということですので、その後はやはり、取り組みなり指導員の方々を配置したりされて、そういうふうに改善されてきたのかどうなのか。ここ2、3年間の経過が分かれば教えていただきたいというふうに思います。

それから、3点目が畜産の方になると思うんですが、実は、私自身は畜産ではなくて、「高知県食の安全・安心推進計画、安全確保のための取組」という表題についてに関わるようなことなんです、中身は畜産のことです。我々自身は、マスコミの報道しか知りませんので、それ以前のことで取り組みをされていたら大変申し訳ないんですが。

実は、口蹄疫のことで、これは、NHKで朝から晩まで高知空港出て、福岡発便の方に消毒液を染み込ませたマットを置いていましたということで、6月末ぐらいに報道されていました。それは、新しく開発されたマットだそうにして、これまで特許も取ってきたというもののやったんですが。という話は、もうとうからからそんなことをやっておると思っていたんです。でもこうして見ると、●おりますので、それこそ6月の末に、私はマスコミがそれほど大々的に報道されるということは、今まで、県はやってなかったということを逆の意味で言うたら、宣伝をしているということですし、高知県の畜産農家の方に対して、その取り組みだけしかしてなかったのかということではないかなというふうに思うんです。以前からそんなことをやっていたら、宿毛湾港へ揚がってくるのは、牛のやつでも知っていますが、福岡便の飛行機については、この6月末からということで、テレビでやっておりましたので。それ以前に、これをやっていたら。確かに、計画の中には、口蹄疫じゃないんですが、やはり、何が起こるか分かりませんので、そういう時は、やはり、機敏に対応

するということがないと、あれは侵入したら取り返しのつかないことが高知県の畜産業の場で起こると。

それこそ、やはり、危機感があったのかどうなのかというたら、もし、やられていなかったら、それは、壊れているというふうに思います。そこで、ちょっと脱線するんですが、そうしたら、そういうことをやられてたのか、やってなかったのかを、是非、報告をしていただきたいというふうに思います。ごめんなさい。長くなりました。

(山根委員)

3点ほど、ご質問がございました。消費者被害が市町村格差の中で、深刻化していました。特に、高齢者被害に集中化していました。そこら辺について、市町村にやはり、消費者センターという機能を評価するという政策方針はないかという。それから、2番目にあげられましたのは、これは既にシンポジウムでも出ましたけども、産直市、日曜市等の製品が一番安全だということに対して、スーパーマーケットの経営者の方から、そうではないというやりとりでございました。それから、口蹄疫等が近くに寄ってきたら大慌てということではなくて、もう少し直接的にそういう互助体制というものを、機関上、どういうふうに警戒されているものか。その実態はいかがなものか。この3点でございます。市町村関連課の方で、最初は、部長さんでしょうか。

(竹村(県民生活・男女共同参画課))

県民生活・男女共同参画課の竹村でございます。西岡委員さんからお話がありました、市町村の慢性化という、消費生活相談の窓口の格差といったようなお話でございますけれども、消費生活センターというのが、消費者安全法で規定はされております。この法に関連している消費生活センターというのは、今、県内に県のセンターのほかに、市町村で立ち上げてもらっておりますのが、高知市、それから南国市。この夏には、四万十市の方で設置を予定していただいておりますのでございます。それ以外に、専任の消費生活相談員を。先ほどの、説明の中で申し上げました、消費者行政の活性化の取り組みということに併せて、新たに専任の相談員を配置してくれている市町村も、新たにコツコツと出来るところなんですけれども、まず、おっしゃいますように、それぞれ市町村の消費生活相談の係、担当をしている課というのが、それだけで課が成立しているような所は全くございません。

高知市、南国市以外はございません。観光部門ですとか、商工部門ですとか、いろんな業務を抱えながら、消費生活の相談業務もやっているというところで、なかなか機関の手配というのが、市町村の方ではできていないのが実情でございます。そのなかで、少しでもスキルアップをしていただくということで、県の方では研修の計画をしましたり、あとは、消費生活センターが市町村の支援の専門の相談員がおります。この者が、市町村の窓口の方に出向きましていろんな助言をさせていただいたりとか、というような側面の支援をしているところでございます。

ただ、行政だけでは、なかなか●にもございますので、生協さんですとか、その他いろんな消費者団体さん、地域の見守り役をしていただいております、さまざまな団体の方にもお力を貸していただいております。例えば、地域での見守りとか、あと啓発とか、情報の提供。今後、地域での取り組みとしてご協力をいただければと思っております。答えになりますかどうか分かりませんが、ともに取り組むということで、是非、ご協力をいただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

(山根委員)

ありがとうございました。第2点はいかがでしょう。

(岡林（農業推進課）)

環境農業推進課です。直販に回っておられる、量販店さん、生協さんの扱っているものと違いはありますが、どちらも安全じゃないといかんということで、取り組みを進めてきました。確かに、生協さんなんかは、●もできる。それから、生産者も特定できて本当にしっかりした仕事をされているところが、実際、一番安全で。そういう意味で言うと、直販所は今までノーマークでした。県の方では、その200店ですか、高知市さんと協力して見本市とか、直販所を抜き打ちで検査する体制をとってきたというのが1点、けど、この検査をかければ直販所の安全・安心というの確保できませんので、それで、以前の地産地消課の方で、安心系の仕組みをつくる。これは、全国初です。取り組みました。安心系さんを養成して、その直販所ごとにその安全・安心を預かる人を置いて、その人は、当然、農薬のこととか知識はないかもしれませんが、もし、何か消費者の方から質問があったら、県の方につなぐとか、農協の方に履歴を確認するとか、そういう役割をきちり担ってもらうように、安心係を置く取り組みを進めてきました。

その結果、量販店の方のインショップなんかでも、もうほとんどの量販店が安心係を置いてくれていますし、県内の直販所でも大きい所は、全て安心係を置いてくれています。生産履歴の推進についても、JAグループと一緒に、そこが農家の方であっても履歴を付けましょうという運動が大分、進んできましたので、その2、3年前のお話があった時から比べますと、大分、介入されたかなと思っております。今後も、続けていきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

(山根委員)

どうもありがとうございました。第3点については、いかがでしょうか。

(谷本（畜産振興課）)

畜産振興課でございます。口蹄疫の侵入防止に対してのお考えだったと思います。私も、口蹄疫の侵入防止対策で一番大切なところは、農場のやはり、防疫が大切ということで4月20日の第1例目の発生の中から、農場の防疫を強化したところでございます。具体

的には、関係者以外への立ち入りを制限した上で、例えば、飼料関係なんかの運搬車両については、入る時出る時の消毒をしっかりした上で、やはり、してくださいよというお願いをしましたし、農家の方には農場を守るという視点で消毒の徹底ということをお願いをしました。こういうことを支援するために、口蹄疫に効果があると言われている消石灰についても、2回ほど配布しておりますし、この量は農場全体をぐるっと真っ白に囲むほどの量を備蓄できる量を今、配布しているところでございます。

こういった中で、水際対策についても、できることはやろうということで、まずは、九州から直接、人や物が移動してくるフェリーについては、5月12日から対応をしましたし、取り組む時期などの問題はあると思いますけれども、6月30日からは福岡東京線に対する、予防消毒をしたところでございます。東京では、宮崎の方が終息に向かって取り組みが進んでいるところですけども、昨日ですけども、292例目の発生が16日に宮崎市でございました。過去10年前を振り返ってみても、宮崎で終息したあとの当時、北海道で発生したということがありまして、気を緩めずに侵入防止対策は続けていきたいというふうに考えておるところでございます。以上です。

(山根委員)

どうもありがとうございました。西岡委員さんを皮切りに、ご提言なりご質問をいただきましたが、委員の皆さま、どうぞご意見はございませんか。ご遠慮なく。どうぞ。

(杉村委員)

杉村真一といいます。公募で応募しました。こういう審議会という場で、トラウマという表現を用いるのが果たしていいものかどうか分かりませんが、非常にちょっと私は、食に対していやな思いをしました。一つは、今の若い人や、あるいは高齢者の方が非常にいいものを食べてないというそんな現状を感じております。ところが、南国市の方、ある地域ですけども、賞味期限切れの食材を用いていたとか、そんなことがありました。あるいは、食にふさわしくないような食材を用いているということを耳にします。やはり、私は、食とエサとはまた、はっきりと違うものです。ですから、やはり、県やそういう市町村の、特に、行政の方ですね。やはり、監視を強めてほしいし、また、苦情の窓口なんかどこに相談に行ったらいいのかとか、ほとんどは良識のある従業員の方なんかもそういうことを、どこへ訴えていいのか分からないケースもあると思います。ですから、そういうところで、やはり、●で言うのもあれですけど、やはり、改善していく、そういうふうな姿勢を持ってほしいと思っています。

それと、特に、若い人たちの食生活を見るにあたって、今、古い言葉かもしれませんが、身土不二という言葉があります。やはり、ちょっと、今日、僕もこのパンフレットを見て●解説の方にひょっとあるのかなと思ったら、載ってなかったんですけど、やはり、地域の食材を使って食事を作るとかですね。今一つ、やはり、そういうところを大事にしてほしいし。あと、もう一つ、これは、たまたま、ラジオを聞いていたんですけど、「日本

一の健康長寿県構想」とありますけど、今、高知県というのは、千葉県に次いで 2 番目に福祉の事業所の数が多い。これは、あまりいい数値ではありません。それは、障害に関する制限があって、補助金も補正も含まれますけど、やはり、これは、県の方にきちんとした監視ですか。それを強めてほしいと思います。なお、パチンコのように、いっぱい福祉関係のヘルパーステーションなんかができてますけれども、1 年も経たないうちに消えたりしています。

だから、これからは高齢社会です。だから、やはり、高齢者あるいは、若い人たちに本当に人間らしい食べ物を与えるという大変ですけど、食べるというのは、本当に大事なことです。

最後に、私、ちょっとお弁当ですが、外食産業について一つ、気になることがあって、私の家にチラシ入っていました。ちょっと、メーカー名は言いませんけど、ステーキ弁当というあれがあって、お肉ですよ、この肉は、加工した物です。皆さん、●加工なのだと思います。どうも何というんですか、細工をしているということがあったんですけど、ばらばらになった細かい肉を圧縮して、つなぎ合わせたものじゃないかと思うんです。だから、その表示を、それだけで加工しちゃった物ですから、見ても分からないと思います。もっと、細かな説明をし合う、消費者に提供するとか、そういったところも指示する必要があるんじゃないかと思います。いろいろ話しましたが、以上です。

(山根会長)

どうも、ありがとうございます。草の根に生きる住民目線からもう一度、食の質、人間性も絡めて、人間的な食のあり様というのは一体、どういう実態にあるのかということから、今日の審議会のような論議を上重ねていただきたい。それから、いわゆる、総合窓口といいますか、市民が、とにかく困ったら、どこに駆け込み寺として訴えればいいのか。そこが見えにくいというような問題。それから、福祉産業、医療産業等も含めてのやはり、監視管理のあり様、そして、外食産業の表示のあり方等々、多岐にわたるご発言をいただきましたが、いかがでしょうか。どうぞ。

(川村委員)

健康長寿日本一に向けての命の重みという意味で、本審議会の役目というのは大きいと思うのですが、二つだけお話を聞いていて気になったことを言わせていただきます。

1 点は、食育というのは、ともすれば、子どもとか若い方というふうに行きがちですが、一つ、高知県で一番、問題になっている働く世代への食育というのは、ほとんど、出てこなかったように思いますが、産業保健の分野だからということでカットされてるかも分かりませんが、やはり、リンクして、働く。特に、男性の死亡率が非常に高いので、その辺りへの留意が必要だろうというふうに思いました。

それから、あと 1 点は、非常に県の、今、産業振興政策ということで、豊かな天然の物を使って、加工品という物を打ち出していこうと言われているんですけども、そこは、や

はり、表示の問題が出てくるだろうと。そして、表示のことについて、これから、ますます力を入れていかれると思うんですけど、その時に、例えば、甘味料の問題だとか、県の方の一定の、多分、おっしゃったと思うのですけれども、実は、厚生労働省の方が、今年、毎年、食事摂取基準というのを 5 年にいっぺん改定をしているのですが、これは、人が健康で生まれてから高齢、この世から亡くなっていくまで、男女が、どういう労働別にどれくらいの物を摂れば、健康にいけるかということの基準を出しております。それが今年、改定になりましたので、是非、このことも視野に入れながら、そして、この中には、食というのは天然の物をたくさん摂ればいいというわけではなくて、偏食だとか過食だとかいう問題もあるし、ただ、おいしくするだけという点では、いろんな添加物の問題、甘味料の問題等があると思いますので、そういう辺りを加味していただいて、表示等のご指導だとかということもしていただければ、というふうに思いました。以上の 2 点です。

(山根会長)

どうも、ありがとうございました。質疑応答の様式でなくて、包括的にどうぞ、委員の皆さんも、どうぞ。

(矢野委員)

食生活協議会、矢野でございます。私は、消費者としまして、いつも買い物に行くたびに不思議に思いますことを、ちょっとお尋ねいたします。私は、ずっとこの間から、ブロッコリーを買おうかなと思うたびに、香川県のブロッコリー、長野とかそういう県外のブロッコリーが並んでおります。たまに、高知県のがありますと、飛びついて買いますと、全然味が違うわけです。私は、なぜかなといつも不思議に思っております。

先ほど、お話がありましたように、高知県産の野菜、これは、日本第 8 位とおっしゃいました。12 万トンもある。これは、県外に出さないといけないのかな。どうして、県外からも、高知へ買わんといけないのかな。そんなことがあるのかなと思いつつ、いつも、そこが、不思議でたまらんと思いつつ、買い物をしております。スーパーへ行きまして、毎日買うのに、どうして県外の野菜を買わんといかんのかな。

さっき、身土不二というのがありました。昔のようにです。その土地でできた物を買えば、年金が増えるということわざがあるそうでございますけども、せめて、四国でも、四国といいますか、香川も、だから、四国じゃないですね。高知県産のお野菜が、スーパーに並んでほしいなと思っております。その場合、どうしてそんなになるのかなと。それは、季節外れの野菜ですと遠くから来ることも分かりますけども、今の盛りの野菜が県外から来て、高知県産のは無いというのは、不思議でたまらない。私は、消費者の 1 人として、そうでございます。

それから、一つ、私どもが、すべての学校へ参ります。●さんが 6 月から学校訪問の時期でございまして、保育園から高校までずっと回りますけれど、今までになかった先生方のお話があるわけなんです。子どもたちが休みたくない、休みの日が嫌だと言う生徒さん

がおる。「どうしてか」と言ったら、「休みの日にはご飯を食べさせてもらえないから嫌だ」ということ。それから、これは、家庭にも問題があると思うのですが、私どもは、いつも学校で調理実習をして「いただきます」と、給食を食べていただいて、それで、その給食プラス100円、150円ぐらい出していただいて、調理実習の材料費を使うわけなんです、それすら、学校ができません。給食のほかの子どもたちに150円でもお金を集めることができない現状にあります。それから、学校として、全然、その予算が取れない。だから、それが出来なくなりました、というふうな、今年は、そのお話が何校もありました。大変、残念に思っております。私の話です。

(山根会長)

どうも、ありがとうございました。貴重なご意見を。どうぞ。

(大西委員)

大西と申します。今日は、たくさんの部署に、多岐にわたる取り組みがされてることを伺い、消費者の1人として感謝をしたところです。ちょっと、考えが上手くまとめられなかったですけども、話を聞いていて、啓発とPR、食育の推進、食の安全や環境保全というキーワードがちょっと、気になったんですけれども、ちょっと、お願いといたしますか、希望なんです、男女共同参画課の方とか、流通支援課の方、環境農業推進課、健康長寿政策課、スポーツ健康教育課の方の話を伺って、ぽつぽつといろいろ、何かちょっと感じるものがあつたんですけれども。

それぞれについてというか、すべてひっくるめてかと思うのですが、今日、伺ったお話、安全に関するところが非常にあって、どうしても行政の方の取り組みとして必要だと思うので、安全の取り組みについて、すごく伺えて、安心したところがあるんですけど、その安心というのは、コミュニケーションじゃないかなと日頃から、ちょっと、思ってます、多様性を認められるようなコミュニケーションだということをいろんなところで、行政だけでなく、いろんな機関が増やしていけたらと思うんですが。

私も、実は、一昨年のシンポジウムで田んぼの生き物観察会なんかを紹介させていただいた1人なのですが、どうしても、いろんな民間の機関ですとそれぞれの主張が、やはり、全面に出ますけど、行政ならではの取り組みというと、キャッチコピーみたいなものをあとにして、体験をしてもらって、生産者とか、関わる流通者とか、消費者にとにかく交流をしてもらって、何を感じるかはそれぞれにまかせるというようなスタンスを取れるのは、行政ならではのメリットなんではないかなと、私も消費者団体の中にいて思ったことがあつたんですけども、そんな場を増やしていただけたらなと思っております。

田んぼの生き物観察会というのがあって、お米の消費者の方をお願いをして、消費者に観察会をやらせていただいたりしたことがあるんですけども、そういうのを受け入れて下さる生産者の方というのは、時間を経るにしたがって、安全とか環境保全に対する意識をすごく、強めていって下さっている。私たち消費者も、生産者の方の取り組みを直接、

お話を聞いて知ることで、もっと、地元の物を買おうと思ったりとか、高い値段には、高いというわけじゃないんですけど、値段にはいろいろな理由があるのだということも、何か、改めて感じることができたりとか、そういうのはやはり、コミュニケーションが、安心を増やしていくんじゃないかなというのをすごく思っていて、行政だからこそこできるような取り組みというのをまた、それこそ、いろんな年代、いろんな多様性といいますか、いろんな関係者が交わるような場をつくっていただけたらなとお願いしたいと思います。よろしくお願ひします。今日は、ありがとうございました。

(山根会長)

どうも、ありがとうございました。時間が遅れておりますが、もうお一方だけ、どうぞ。

(中澤委員)

ちょっと、お隣の方と関連することですけれども、私たちは、生産者の方のその生産している所にこの間、見学に行きまして、それでうちの方は、春野の野菜を非常に量販店さんが入れて下さっていますので、やはり、普段から気になっていたのは、その安全性です。そして、土作り、それが本当に気になりまして、私たちの消費者グループで募集をしまして、行くようにみんなに言ったのです。30人、ありましたので、春野のJAへ申し込みまして、それで、まず、「今は、トマトとジャガイモしかないんです」と言われたので、「トマトとジャガイモの収穫体験をどうでしょうか」と向こうが言われたのです。「いや、それはいいですね」ということで申し込みまして、30人、車もちゃんと回していただいて、行って来ました。

そうすると、やはり、トマトと一つ言っても、やはり、今は、水耕栽培です。水耕栽培と果物のような甘いトマトです。それなんかの生産の方法も、私たちは教えていただきました。「ももたろう」というのが、ほとんどだそうです。今、トマトで。そしたらそれをどういうふうに生産しているかということも、やはり、水をこういう時にぎりぎりまで抑えてするということと、ジャガイモなんか、うねをずっと開いてくれまして、トン、とこう一つこうすれば、下にジャガイモが、ぱっといっぱい付いて上がってくるという、そういう体験をしまして、もう、その30人が喜びまして、それから、水耕栽培のそのトマトというのは味が違うんです。サラダ用、それから、フルーツトマトはやはり、皆さん、家庭でサラダにしてもいいし、そのまま食べるというような状況ですよ。

やはり、消費者も生産者農家に出向いて、お隣の方もおっしゃいましたけど、出向いて、やはり、生産をどんなにしているかということも安全のためにも、それから、農業に携わっている方の非常に苦労が分かるんです。トマトが高いということは、私は、消費者としてあまり言えないと思ったその体験をいたしました。

それで、そういうことですので、やはり、自分たちも出向いて、あちこち生産者の所へ行ける機会があればそれをどんどんつくって、やはり、コミュニケーションを取れば、やはり、安全な物で来てくれたらやはり、向こうもいい物を作ろうという生産者の精神的な

ものがありますので、是非、それは皆、申し込めば、必ず受けてくれます。あちらは待つというふうに思います。

(山根会長)

ありがとうございました。

(中澤委員)

はい。

(山根会長)

草の根の交流会というか、あるいは体験学習の教育の中でも、私も医学生も科学生も、米がどうしてできるか、少しも知らんと言って叱られたところがありましたけど、もっと教育の中にも、そういう体験的なこと、最後、ちょっと、手を上げになりましたが、いいですか。

(久委員)

今度、公募で初めて出ささせていただきました久と申します。今日は、どうもありがとうございました。私は、多分この中でも本当に、肩書きがない本当に一般消費者で、事前に、今日の資料なんかもいただいて、このように拝見させていただいて、今日のお話を聞いて、高知県もこういうすごいことに取り組みをしてくださっているから、私たちが安心して、食品を購入することが出来ているんだということを改めて感じまして、感謝しているしいです。ありがとうございました。

それで、一つ思ったことなんですが、実は、平成18年の●ちょっと違和感があるお米を購入して「えっ」と思ったことがあったんです。先ほど、環境農業推進課さんが何か、たくさんのお米とか、たくさんの野菜が輸入されているけど、ほとんど、何かあんまり見かけないとかいう話を聞いて、ひょっとするとそういうお米が、もしかすると、どっかで紛れ込んで、私が買ったのは国内産100%というお米だったんですけども、ちょっと形状がすごく違和感があったんですけど、その表示を信じて食べておかしいと思ったことがあって、もしかすると、それで日本に消費者が知らないところで、何らかの理由で混入していることがあったのかな、ひょっとするとあるかもしれないと思うと、すごく、何か衝撃というか、その時、ふと思ったもので、どうなのかなということが、ちょっと知りたいなと思いました。また、それと今日は、たまたまそれに関連していたと思うんですけど、米トレーサビリティの話を知ることができまして、今後、期待したいと思います。今日は本当にもうもありがとうございました。

(山根委員)

どうもありがとうございました。

(寺尾委員)

私、消費者となっておりますけど、一応、生産者でもございます。それで、いろいろ各課のお話を聞きまして、本当に農薬の問題ですけれども、昔は誰でも売ってくれました。農協へ行きましたら。今は本当に厳しくなりまして、「何に使いますか」と、詳しく聞きまして判も押さんと売ってくれませんので、本当に家庭菜園ぐらいでしたら、先日も茄子の黒い病気になりましたので、買いに行きましたら、「それくらいの本数だったら、農薬せん方がもっと安全やき、しな。農薬の方がもっと高くなるで」って言われまして、もう止めました。それで、皆さんがご家庭で作ってみてください。農薬なしの野菜でしたら、作りましたら、きれいな野菜は絶対に出来ません。本当に、スリップスだらけになります。ですから、消費者の皆さまも、あまりきれいな野菜は求めないで、求めやすいきれいなものは、本当の消毒をしていると思います。無農薬でしたら、本当にきれいな野菜はあまり作れません。

それから、私もウォッチャーをちょっと、しておりましたけれども、一応、スーパーでお買い物をする時に、いろんな表示を見ますけれども、消味期限とか消費期限の文字は枠外に記載と書いてありますけれども、小さいんです。眼鏡をかけてなかったらよう探しません。ですから、私たちの会でもよく出ますけど、あの字をもっと大きくしてほしい。何日か分かるように表示してほしいという声がよく出ます。そのことと、それから、テレビで見ましたが中国では、もう本当に規制以上の農薬を散布しているというのを見まして、まさかあんなものが日本には輸入はされてきていないんだろうと思いますけど、私たちが安全な食品を摂るためには、是非、抜き打ちの検査といいますか、徹底的に、そうしたことをしてほしいと願っております。私は安芸市で、なすの生産量日本一でございまして、●しまして、もうこのことが、●幸いで天敵を使った無農薬の栽培で絶対に安全ですからということ、何年も前からいっています。是非、そうした安全な商品を生産者も心がけておりますので、ご理解いただきたいと思います。

(山根委員)

どうもありがとうございました。まだまだ、委員の皆さまから、お一言ずついただきました。かっただけですけれども、それ皆さまのお言葉や切り口は宝物でございますので、また、大変、司会の不手際で時間をオーバーしてしまいましたので、ここで閉会というか打ち切りをしたいと思います。今日はご多忙のなか、また、うっとうしいジメジメしたなかを、委員の皆さまには本当にご出席いただきましたことを感謝します。それから、出していただきました職員、各課 11 課の皆さま、1 年間のご苦勞を本当に申し訳ない思いですが、5 分間にまとめていただきまして、重ねて感謝申し上げます。また、農政局の皆さまも、開所当初からのご助言、或いは、レクチャーいただきましたことを感謝しています。私は、ちょっと、感じたんですが事務局と打ち合わせしました時も、もう、時間がないと、もっと委員の方々の審議の時間を増やすように工夫していただけないかと、そして、政策にそれ

が乗るようにしていただきたいということをお願いしました。これからの課題だと思えます。是非、先ほどの農政局の方へのご質問の回答と、もう一つご質問がございましたので、そのお答えを各委員さんにお出しいただく時に、この審議会に言い足りなかったこと、政策的にもう一つこういうことを強化してほしい、そういうふうなご提言をアンケート調査用紙を事務局と作りますので、そこに、是非、お書きいただきたいというふうに願っております。

また、2番目に、この審議会のあり様、私ども事務局の方も大変悩んで、いいものにといいうふうにお考えなんです、いかんせん、今日のような状況になります。是非、審議会のあり様についても、ご提言をいただきたいと思えます。最後ですが、最近、ドイツやイギリスでポリシーコミュニティ、ポリシーエンドアということを盛んに行政、あるいは住民が論議をしております。いわゆる、この複雑化した社会の中で、法律は次々と出来まし、技術革新は進展しますし、そういうなかで、たくさんの法律、政策が縄のれんの縄のように縦向きに流れていく。それを何とか紡いで、本当に消費者や自分のためになる政策形成というのは、ポリシーネットワーク。そして、やはり、県庁の方々だけに任せるのではなくて、住民や消費者も参加していく。製造業者の方々、生産者の方々、消費者の方々がスクラムを組んで社会協働という視点で一緒に汗をかく。そういうコミュニティ、集まりを丁寧にとっていくという。これがポリシーコミュニティですけども、やはり、今、問われておりますのは政策、計画アクションプランということで、5年ごとを輪切りにして流れていくのではなくて、もう一度、そこら辺の原点を掘り下げていく必要があるんじゃないかという感じるしだいでございます。今日は、本当にありがとうございました。事務局の方にお返ししたいと思います。

(松岡チーフ)

山根会長、どうもありがとうございました。最後に、事務局より伝達事項があります。

(溝淵)

すみません。委員の皆さま、長時間、熱心なご審議お疲れ様でした。当審議会はもともと推進計画についての答申を出し、その後、各課の推進計画の進捗状況に対して、委員の皆さまから、ご意見をいただいて、会も2回ということで、進めてまいったわけですけども、会の始めでも、お知らせしましたように、今年度は推進計画の4年目にあたります。そろそろ、総括の準備というものを進めていく必要があります。

次回の審議会なんですけれども、来年1月を予定しておりますが、それまでに、担当課の方も、各目標への達成状況を確認するだけではなくて、中身の分析に取りかかっていたいただきたいと思えます。実際に、目標に達していない内容、項目があったとしても、次回にどういった項目の整理項目をどうするか、そういったところまで事前に準備をしておいていただきたいと思っています。

また、次回、次期の推進計画の方も平成24年からスタートしていきますけれども、来年

度の1回目の審議会の方で、その素案をまず検討して、来年度の2回目の審議会で、次期5カ年計画を策定するという、スケジュールで行きたいと思っています。なかなか、タイトなスケジュールなんですけれども、委員の皆さま、それから、担当課の方もよろしく願いしたいと思います。事務局からの連絡でした。

(松岡チーフ)

以上を持ちまして、平成22年度第1回高知県食の安全・安心推進審議会を終了したいと思っております。どうも、お時間をずいぶんオーバーしまして、誠に申し訳ございませんでした。委員の皆さまには、ご多忙中のところ、本当に熱心なご審議をいただきまして、ありがとうございます。以上を持ちまして、終了とさせていただきます。